

平成 21 年第 4 回多賀城市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 21 年 12 月 16 日（水曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 永澤 雄一

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

道路公園課長 鈴木 弘章

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

市長公室長補佐(財政経営担当) 小野 史典

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（石橋源一）

おはようございます。

本会議 4 日目、本年第 4 回定例会最終日であります。慎重なる御審議をお願い申し上げます。あいさつといたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 4 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において森長一郎議員及び雨森修一議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（石橋源一）

日程第 2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

10 番藤原益栄議員の登壇を許します。藤原議員。

（10 番 藤原益栄議員登壇）

○10 番（藤原益栄議員）

通告に基づき、質問をさせていただきます。

質問の第 1 は、中心市街地の整備・活性化についてであります。

現在、市長公室のプロジェクト担当で工場誘致、多賀城インターチェンジ実現等が取り組まれております。確かに重要な問題、そして課題であります。

しかしながら、先行して実施されてまいりました仙石線連続立体交差事業は 130 億円の事業であり、多賀城駅周辺土地区画整理事業は 83 億円の事業であります。そして、事業費が 50 億円を超える多賀城駅北地区市街地再開発事業にも着手をしてございます。

中心市街地の活性化の課題は、地理的に多賀城の中心地の活性化の課題であると同時に、その事業規模からいまして、本市の活性化の中心的な課題だと考えるわけであります。その意味で、本市にさまざまな課題があるわけでありますが、中心市街地の活性化なくして、本市の活性化なしと考えますし、これまでの投資、これからの投資を確実に活性化につなげる必要があります。

しかし、第 5 次多賀城市総合計画の関連資料として提出をされました第 4 次多賀城市総合計画の評価結果では、中心市街地の評価に三角印がつけられておりますし、最近、市長からも中心市街地に触れた発言が余りありません。そこで、質問であります。多賀城駅周辺土地区画整理事業及び多賀城駅北地区市街地再開発事業は、どこまで到達をしているのか、今後の見通しをどのように考えているのか、市民に明らかにしていただきたいと思っております。

さらに、長崎屋の問題であります。仙石線は、11 月 29 日に上り線が新高架線で営業を開始され、下り線も 23 年度中には開通予定のことです。エレベーターもエスカレーターも整備をされます。

ところが、本市の正面玄関である多賀城駅の旧長崎屋跡地は、依然更地のままであります。御存じのとおりこの土地の所有関係は、大きく三つに分かれておまして、市のあつせんがない限り、統一的な活用ができない状況にあります。市としてこれまでどういう御努力をされてきたのか、現在どういう到達にあるのか、そして今後の見通しについて御答弁をお願いしたいと思います。

質問の第 2 点は、多賀城跡周辺の整備の問題であります。

御存じのとおり、第5次総合計画は、本市の市制施行40周年である2011年から市制施行50周年の前年である2020年までの計画であります。同時に、次期総合計画の最終年は多賀城創建1300年である2024年の直前にもなるわけであります。それだけに私は、次期総合計画は市制50周年、多賀城創建1300年を強く意識した計画にすべきだと考えております。

その中心的課題は何といっても多賀城跡周辺の整備だと思います。この点で、私は11月27日の説明会で「第5次総合計画は多賀城創建1300年が余り意識されていないのではなか」との意見を述べました。しかし、市当局の思いも同じで、第3次多賀城跡保存管理活用計画あるいは歴史的風致維持向上計画で検討された内容の骨格が第5次総合計画に盛り込まれると理解をしておりますけれども、そういう理解でいいのか、まずお答えをいただきたいと思います。

多賀城跡整備の2点目ですが、歴史的風致維持向上計画の最重要課題の一つは外郭南門の復元と考えているけれども、その理解でよいかという点であります。

なぜこんなことを聞くのかといいますと、きのうも雨森議員が触れておりましたが、決算委員会での私の質問に、市長は復元を一たん否定する答弁をいたしました。その後是正をしておりますけれども、改めて明確な答弁を求めたいと思います。

3点目ですが、多賀城跡の整備を考えた場合、私は南門復元、南北大路の復元整備とともに、国府池の復元整備が極めて重要だと考えます。

11月7日午前、多賀城南西地区と鴻池地区の発掘調査の現地説明会がありまして、市内外から180人の考古ファンが駆けつけました。現地説明会は、多賀城御出身の後藤秀一所長のあいさつで始まりましたが、私が特に注目したのは、鴻池の北岸、人工的に工作をされた護岸施設が発見されたことでもあります。従来からこの地域は、その地形と地名から国府の池があったのだらうと推測をされておりました。すなわち鴻池という地名は、国府の池、これを「こうのいけ」と読むわけですが、国府池が転じたものだらうと言われてまいりました。実際、神奈川県小田原市に「国布津駅」と書いて「こうのいけ駅」という駅がありまして、また塩竈市の香津町は、「国府津」から来たのだらうと言われてございます。しかし、これまで発掘による国府池の確認はされておりました。それが初めてことしの調査で確認できたわけであります。外郭南門と南北大路に加えて国府池を復元整備するならば、荘厳かつ優雅、そして潤いのある景観を創出することができると思います。しかも家持は天平勝宝2年3月3日、グレゴリオ暦で750年の4月17日に当たるわけですが、高岡で上巳の節句の歌を残しております。したがって、多賀城の役人らがこの池で上巳の節句、曲水の宴とも言いますけれども、こういう行事を行っていた可能性も否定できないと私は思います。そうしますと、多賀城の万葉行事にさらに花を添えることになるわけであります。

ところで、国府池を復元するといいますが、適当にするわけにはいきません。まず範囲をきちんと確認、確定しなければなりません。その上、庭園的整備がなされていたのかどうか、これも明らかにしなければなりません。先日の遺構は現在の地面の4メートル下から出てきたといいますので、この作業は相当の量になるわけであります。ぜひ予算を増額していただいて、調査を促進させ、国府池の整備も進めていただくよう強く県に働きかけていただきたいと思いますが、答弁を求めたいと思います。

4点目ですが、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律は、第5条2項2号で、市町村がこの計画を立てる際に、必ず重点区域の位置及び区域を定めるように規定をしております。現在のところ、どのような考え方でいるのかお尋ねいたします。

11月19日、総務経済常任委員会は、山口県萩市の歴まち計画を視察してまいりました。御存じのとおり、萩市は本年1月、いち早く歴まち計画で承認を得た自治体であります。私は担当者がさまざまな事業で補助のかさ上げ措置があるというので、「それではできるだけ重点区域は広い方がよいということでしょうか」と尋ねましたら、「補助を考えるとそういうこととなりますが、逆を言うと、重点地区内にある場合、ここを何とかしてほしいと言われた場合に、断れなくなるという問題が出てきます。一概に何とも言えません」、こういうお話をしてございました。それらも含めまして、現時点での当局の考え方をお示しいただきたいと思っております。

多賀城跡の整備で最後の問題は、大型バス駐車場の整備の問題であります。暫定的であっても早急に整備をすべきだと考えますが、この点についての答弁を求めまして、最初の質問といたします。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

藤原議員の御質問にお答えいたします。

中心市街地の整備活性化についての御質問についてですが、1点目の多賀城駅周辺土地区画整理事業につきましては、平成18年7月に4回目の変更を行った事業計画に基づき、鋭意進めております。平成13年度に工事に着手し、これまでに幹線道路及び区画道路の築造、宅地の整地工事等を行ってまいりました。平成20年度末までの進捗率は、事業費ベースで約81%でございます。

なお、仮換地指定につきましては、JR用地、私有地の一部を除いて管理をしております。

また、今後の進捗につきましては、同時施工である連続立体交差事業が平成23年に下り線が開通するものの、その後、駅舎及び中線の整備に1年ないし2年を要するとのことから、現在宮城県が事業認可の変更に向けた準備を進めており、その結果を踏まえて土地区画整理事業の事業期間変更について検討してまいります。

次に、多賀城駅北地区市街地再開発事業であります。A棟については平成24年度竣工、B棟は平成26年度竣工を目指しておりますが、今後は連続立体交差事業の進捗に合わせた事業スケジュールの変更を予定しているところであります。

また、今後の見通しにつきましては、今年度中にB棟の基本設計を完了し、翌年度以降、特定業務代行者の決定、施工認可、実施設計権利返還計画認可、着工という段取りとなります。

2点目の長崎屋跡地につきましては、本年6月に建物が解体され、土地所有者と長崎屋との賃貸借契約も終了していると聞いております。当該地につきましては、これまでも民間の主体によりさまざまな構想が立案されてまいりましたが、本市といたしましては、このような地権者の皆様やディベロッパーからの御提案に対しまして、常に真摯に受けとめ、多賀城駅前におけるにぎわいの創出に向けて、長崎屋跡地の一体的利用を前提としながら、地権者間の調整等を行ってまいりました。

しかしながら、いただきました御提案は、残念ながらその時々さまざまな要因により実現に至っていないのが現状でございます。地権者の皆様の中には、大手ディベロッパーや

ゼネコンなどによる一体的利用は、この不況によって、もはやできないであろうという考え方も出てきておりますことから、今後は個別的な利用も視野に入れて相談に乗ってまいりたいとも考えております。

なお、現状では、地権者の御好意により、その敷地の一部を歩行者用通路として使わせていただいておりますが、個別に売却される可能性もあることから、長崎屋跡地と JR 仙石線との間の歩行者専用通路用地の確保に向けて地権者の皆様と協議を進めてまいります。

次に、創建 1300 年に向けた多賀城跡周辺の整備に関する御質問についてお答えいたします。

1 点目の御質問ですが、歴史的風致維持向上計画には、整備すべき重点区域を定めることになっていることから、国の特別史跡である多賀城跡とその周辺も区域に入れ整備するよう現在検討を重ねているところです。この計画は、おおむね 10 年間の整備を包括したものになるため、第 5 次総合計画と十分整合が図られるよう策定しなければならないと認識しております。

2 点目の外郭南門の復元につきましては、歴史的風致維持向上計画上の重要課題の一つと考えております。

3 点目は、国府池の復元・整備を多賀城跡調査研究所へ働きかけることについてでございますが、外郭南門は多賀城の正面にある、まさに正門として位置づけられております。この南門と政庁を結ぶ中軸線上に造成された政庁南門間道路は、多賀城の整備活用にとって最も重要な地域と考えております。鴻池については「国府池」がなまって「鴻池」に変化したものとも言われておりますが、この鴻池地区については、北側の丘陵部から流れ出る水がたまる池として整備されていたものと考えられることから、鴻池の整備も念頭に入れて全容解明していただくよう、多賀城跡調査研究所と協議してまいりたいと考えております。

4 点目の歴史的風致維持向上計画における重点地区につきましては、市域全体に所在する文化財の中から特別施設多賀城跡や廃寺跡を中心とする古代の町並みを含む地域と歌枕の名勝地が所在する八幡地区、さらに貞山運河を含め東部地区も対象地域として指定したいと考えております。

最後の駐車場の整備についてでございますが、特別史跡を観光資源として活用していく視点からも、大型バスが駐車できる駐車場はぜひとも必要な施設であると認識しております。今後は、暫定整備のあり方について検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

まず 1 点目ですが、地権者からまだ同意を得ていないというか、同意されていない方がまだ一人ぐらいおりましたね。その方との話し合いというのはどうなっているか、区画整理事業の問題ですけれども、それについてお答えをいただきたいと思います。

それから、ほかは今からだということですから、中心市街地関係、折々にどこまで進んだのかということをごできるだけ説明していただけるようお願いをしたいと思います。

それから、多賀城跡関係の方なんです、その1点目、確かに歴まちの計画は10年でちょうど第5次と重なるんです。そういう意味でこれは大いにいい計画をつくって第5次にもきちんと位置づけてやっていただきたいと思います。この点については答弁要りません。

2点目、南門についても、市長の揺らぎがなくなったようですので、これについても答弁は要りません。

3点目です、鴻池の整備。要するに鴻池を整備するには、あそこの地域を膨大な発掘調査しなきゃいけないんですよ。私も現地調査行きましたけれども、さっき言いましたけれども、鴻池の遺構が出てきたのは、今の地面の4メートル下です。だから、現地調査のときには、もう危険だっというので埋め戻されていて、遺構それ自体は見せていただけませんでした。相当金がかかる。けれども、年間750万円程度の調査ではやっぱり、きのう松村議員も言っていましたけれども、終わらないんですよ。だから1300年、2024年を迎えても鴻池の遺構調査はさっぱり進まないというふうな状況に恐らくなるだろうと。私はやっぱり2024年には南門も復元し、南北大路も復元整備をして、鴻池も復元整備すると、そういう状態で2024年を迎えたいと思うんです。そうするとやっぱりもっともっと調査費も整備費もふやしてもらう必要がある。ところが、なかなか県は応じてくれそうにないというのが残念ながら今の状況です。

それで、これはいろいろやっぱり知恵を発揮する必要がある、この問題について言うと。私は、この点で四つほど、とりあえず四つほど市長に提案したいんです。県を動かすにはどうしたらいいかということですね。

一つは、やっぱり1300年ということを前面にばーんと出すと。多賀城が1300年に向けてこういうことをやりたいのだということをやっぴり前面に出して、世論を喚起し、県にアピールするということが必要だと思います。その点では、宮城県関係者自体に奈良遷都1300年の事業もよく見ておいていただく必要があるというふうに思います。

それともう一つは、もう一つはというのは、1300年を前面にばーんと打ち出しながら、宮城県名の由来というのは多賀城なんだよということも、これも大いに私いろんなところで言っていますけれども、それも大いにやっぱりアピールして動かす必要があるというふうに思っています。

それから、二つ目、きのう松村議員も紹介していましたけれども、先生方の発言を最大限活用すると、これも私大事だと思います。例えば、多賀城跡調査研究委員会のことしの会議では、平川先生は鴻池について何て言っているかと。「江戸時代以来注目されてきた鴻池が、自然の水たまりではなく、人為的できちっとした護岸を備えていたことが確認されたことは、鴻池という地名そのものが重要な意味を持つてくると思います。この結果が、史跡整備の面でもまさに水を得たというか、園地整備に生かされることになると思います。しかも今回、花粉分析や植物遺体等の分析から植生も復元できるかもしれないということで、多いに期待しております」というふうに、平川先生がこの鴻池の意義について、ことしの委員会で発言をされております。

それから、もう一つは、きのう松村議員が紹介していましたけれども、文化庁の小野さんという方、小野健吉さんという文化庁の主任文化財調査官という方ですけれども、鴻池についてはこう言っています。「平川先生もおっしゃいましたように、現在の遺跡整備の中で欠けているのは水のある風景だと思います。そうした中で、遺構としての池があるのであれば、これはぜひ将来的な整備計画の中に加えていただきたいと思います」というふうに文化庁の小野さんというその主任調査官の方も言っている。そして、予算が少ないということもきのう松村議員が紹介したように、年間整備予算が750万円だけれども、これだけの大規模な遺跡でありながら、この予算は余りにも少ない。県民の世論の支持も得なが

ら、財政担当部局としっかり交渉して、環境をつくっていくのも重要な仕事ではないかと、このようなことを文化庁の方自身が言っているわけです。だから、せっかくこういう先生方に多賀城跡の整備はどうあるべきかという意見をもらっているわけですから、この先生方の発言は最大限活用すると。これが二つ目。

それから、三つ目ですけれども、それは多賀城が分担している整備区域ありますね。いわゆる玉岩線から南、東北本線から北です。ここは県は手つけないので、多賀城の分担分です。多賀城の分担分についてはもういち早くやると、発掘調査もできるだけ早くやって、多賀城の分については早く整備をしちゃうと。多賀城の分を早くつくったら、ここから北は何でなのという話になるわけです、当然。いやあ実はそれは県なんだと、皆さんも県に言ってくださいと、こういう話になるわけだから、県に「予算をふやしてくれ、ふやしてくれ」って言うだけじゃなくて、やっぱり多賀城分についてはいち早く南北の大路を復元すると、中央公園部分の23メートル、それをやると。これが三つ目。

四つ目は、やっぱり県の教育委員会だけを相手にしたんでは私はやっぱりがちが明かないと思う、これは。やっぱり知事です、予算をふやしてもらうには。だから、これはそれぞれの立場ですが、それぞれの人脈を使ってやっぱり働きかける。知事選では自民党さん・公明党さん応援してとらせた知事さんですから、自民党さん・公明党さんはそれなりの立場でやっぱり知事に働きかけると。市長は市長でお友達だし、知事に働きかけると。我々は我々で、年に1回いろんな要望をやっぱり県に上げていくような運動もやっているんです。その中心課題としてこれを上げてやるというふうに、それぞれがそれぞれの可能性を追求して知事を動かすということで、これはぜひやっていただきたいなというふうに思うんですが、再答弁はこの問題についてだけでいいですからお答えいただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

地権者からの同意とかなんかはよろしいんですか、答弁しなくて。（「それも言って」の声あり）これは建設部長に答弁させますので、2点目のその折々に、長崎屋の問題ですか、詳しく説明してほしいということですけども、長崎屋の問題はちょっといろいろ込み入ったところがございます、皆さん方になかなか説明できないような事情のものの中にあるものですから、ちょっと詳しくはなかなかつまびらかには説明できないようなところもぜひわかっておいていただければなというふうに思っております。個人的な事情とかなんかがいろいろ入ってくるものですから、その辺は御了解いただきたいなというふうに思います。

それから、大分鴻池の関係とかお話がございました。1点目の「1300年をPRして、市がこうしたいということ」ということもおっしゃいましたけれども、これは多賀城創建1300年ということになれば、これからそれなりの時間があるわけがございますから、それに向けて今から準備しておくことも必要かなというふうに私自身も思います。宮城県名の由来の地というふうなことも先ほどおっしゃいましたけれども、そのとおりであろうというふうに思いますので、これは長期総合計画の中で、第5次総合計画の中でもその1300年に向けてどの段階まで進めるべきかということも含めて、5次総の中で考えていかなければいけない問題だろうというふうに思います。

それから、2点目の先生方の話を活用するというところで、平川先生と小野調査官と、どちらも、平川先生も私もお話、何回かしたことありますし、小野調査官につきましては、全史協の関係で何回もお会いしてお話しておりますので、整備計画の中のどういうふうな池

それから、中央公園分の南北大路の復元は、まさに多賀城の責任分担ですよ。だから、そこはいわゆる都市計画事業でできるわけだから、ただ、多分まだ発掘やっていないと思うので発掘が必要だと思うんですが、発掘をきちんとやって、都市計画事業で復元できるわけだから、それは県が予算をつけてくれないとかという話じゃないんで、まさに多賀城自身の問題なんです、線路から玉岩線までは。そこはだから市のやる気を見せる必要があるんじゃないかということをおっしゃったんです。計画を立てると、それは当たり前で、既存の中央公園事業の中でも既に23メートルの南北大路を復元する計画があるんです、既存の中央公園の事業自体に。だから、その部分については、県に先駆けて多賀城がやることが県を動かすことにもなるんじゃないかということをおっしゃったので、その点について、趣旨をよく理解していただいて、答弁をお願いしたいと思います。

それから、もう1点、前後しますけれども、南門復元の件なんですけれども、市長の揺らぎがなくなったというお話をしましたが、実際はきのうの雨森議員の質問に対する回答を聞いていますと、市民の皆さんの声も聞かなきゃいけないということをおっしゃっていました。それで、若干不安もあるんじゃないかというような気がするんです。

それで、実は私も市民の中からどういふ声が出てくるかと、「こんな生活大変なときに何やってんだ」という声の一部から出てくる可能性もあると思っています。だから私は何が必要かという、多賀城市は生活で大変な皆さんに対しても十分な対策をとっているんですよということをおっしゃるにやほりアピールする必要があると思うわけ。その上でも、例えば水道料金なんかも下げられるだけ下げておくということが大事なんです。そういう南門復元とかに着手する上でも、やっぱり住民の暮らしのことをこんなに私ら考えているんだと、その上での計画なので御理解くださいと言えるわけですが、そういうふうにおけば。だからそういうバランス感覚も持って私は邁進していただきたいと思っておりますけれども、よろしくお祈りします。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。

○市長（菊地健次郎）

何か非常に最後にうまい表現でかわされたような感じがするわけですが、南門復元という問題については、きのうもちょっと答弁したように、雨森議員に答弁したように、これは私一人だけでじゃあ決定しますというわけにもいかないということもございまして、やっぱり市民の方々のアンケート調査をとるとかいろんな形で、最終決定はやっぱりその辺も調査した上で決定していきたいというふうにお祈りしております。

南北大路の関係につきましては、今、私、近々の課題として、大きな課題というのは、皆さん御存じのようにインターチェンジの問題がございまして、そっちの方を優先させなくちゃいけないというふうなこともございまして、そちらの方の発掘調査等を急がせて、何とか国の方を、多賀城市がそのくらいまでやるならばやっぱりインターチェンジを国の方でやるかというふうなところを触発していかなくちゃいけない、インターチェンジもできないだろうということもございまして、そっちの方等を優先させてやるものですから、当然南北大路の復元というのも将来的にはやらなくちゃいけないものだということは重々わかっているわけがございまして、その後南北大路の方に手をかけていきたいなと。当然中央公園は中央公園ですけども、南北大路はやるべき課題だということは重々わかっているわけがございまして、そういう段取りで私はやっていきたいなというふうにお祈りしております。以上です。

○議長（石橋源一）

次に、16番根本朝栄議員の登壇を許します。根本議員。

(16番 根本朝栄議員登壇)

○16番(根本朝栄議員)

私の質問は、通告どおり次の4点でございます。

まず初めに、学校用務員についてお伺いいたします。

学校用務員につきましては、現在、大進東ヒューマンサービスに業務委託しており、その委託料は平成20年度決算を見ると、小学校においては11名委託で年間3,556万円、中学校では9名委託で年間2,909万円となっており、合計20名で6,466万円の委託料となっております。20名の業務委託でありますから、1人当たり323万円の経費がかかっているのが現状であります。

学校用務員に関するこれまでの経緯については、市の正規職員の退職時に補充を行わず、非常勤職員で対応してきましたが、非常勤職員は1日6時間勤務となっていることから、学校側より1日8時間勤務する体制にしてほしいとの要望で現在の業務委託となったのであります。

しかし、かかる経費と用務員の業務内容並びにスピーディーな業務遂行という視点でとらえるならば、業務委託ではなく非常勤職員で十分であると認識するものであります。

この考え方にに基づき、私どもは平成19年12月に学校用務員に関する要望を市長に行いました。また、予算・決算議会でも質問させていただいたところでございます。業務委託と非常勤職員を比較しながら、改めてその理由について申し上げます。

まず第1点目は、経費についてであります。業務委託の場合、1人323万円の経費に対し、非常勤職員の場合は1人当たり約200万円で済むのであります。実に123万円の差があり、20名では2,460万円の経費が節約されることとなるのであります。これまで市当局が行財政改革の一環としてアウトソーシングなど取り組んできておりますが、これは無駄な経費を省き、最小の経費で最大の効果を具現するための取り組みであり、市にとってどのような手法が行財政改革につながるのか真剣に考えなければなりません。したがって、用務員に関しては、退職時の補充を行わず、非常勤で対応してきた事実をもう一度見直ししていただきたいのであります。

また、市内小中学校は10校ありますが、節約される経費2,460万円のうち、1校100万円ずつ、合計1,000万円を総合学習や体験学習の充実など、教育現場である各学校が特色を持ちながら子供たちの成長のため自由に使えるよう、教育費の増額をしてはいかがでしょうか。仮に1,000万円を教育費に回したとしても、残り1,460万円が節約されるのであります。

第2点目は、用務員の業務内容についてであります。

用務員の業務内容については、特別の資格を有するものではなく、先生方を補佐し、学校の運営がスムーズにいくための多種多様な業務であり、いわば雑用的な業務であります。業務委託の場合は8時間労働で、非常勤の場合は6時間労働となっており、時間的な制限があるものの、業務の内容から時差出勤をすることにより補えば、非常勤職員でも十分対応可能な業務であります。用務員の非常勤化は決して珍しいものではなく、仙台市などでは用務員の非常勤化を推進しているのであります。

第3点目は、スムーズな業務遂行であります。スムーズな業務を遂行するためには、指揮命令権がどこにあるかが大変重要であります。業務委託の場合、派遣された用務員の雇用主はあくまで会社であり、指揮命令権は会社が任ずる現場責任者にあるのであります。したがって、法的に学校中には指揮命令権が存在しないのであります。そのため、学校長の指示に従わず、スムーズな学校運営ができなかった問題も発生しております。

一方、非常勤職員の場合は、雇用主が主であり、学校現場では指揮命令権が学校長にあり、スムーズな業務遂行という点では非常勤の方がはるかにすぐれているのであります。この点については藤原議員からも指摘のあったところでございます。

以上、3点にわたって理由を申し上げましたが、経費が節約できること、節約した経費の一部を活用し、教育費を増額して教育環境の充実が図れること、そしてスムーズな学校運営との観点から総合的に判断いたしますと、業務委託を廃止し非常勤職員を雇用する方が、市にとっても学校にとっても利点が多く、市民の皆様の理解も十分得られると認識するものであります。明年、22年度から学校用務員の非常勤化を図るべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、非常勤職員にした場合、節約される経費のうち1,000万円を教育環境の充実に充てるという私の考え方についても、あわせて見解を伺います。

次に、介護保険サービスの住宅改修についてお伺いいたします。

介護保険のサービスメニューの中に、要介護者が家の中で転倒などしないよう、手すりの設置や段差の解消等、バリアフリー化を図る住宅改修サービスがあります。介護保険では20万円を限度にこのサービスを利用することができ、その1割を利用者が負担することとなっております。本来1割負担ですから、利用者の負担は2万円です。済むわけですが、制度運営上、一時的に20万円を立てかえなければならず、後で18万円が戻ってくる償還払いとなっております。市民の方から、「後で戻ってくるとはいえ、経済が大変厳しい状況の中で、必ずしも現金を用意できるかどうかかわからず、一時的に立てかえなくてもよいようにしてほしい」との要望も出ております。要介護家庭にとりましては、それだけで大きな経済的負担と心身両面にわたる疲労があるものであり、利用者の利便性向上のためには、ぜひとも改善しなければならない課題であります。

この問題につきましては、本年の第3回定例会平成20年度決算質疑で取り上げましたが、実はこれと同じようにバリアフリー化を図る制度で障害者の方を対象とした日常生活用具等給付事業の中の住宅改修費助成事業がございます。これは住宅をバリアフリー化へ改修するもので、20万円を限度に1割負担でできるものであり、全く介護保険と同様な制度であります。ただ異なるところは、障害者の方が利用するこの制度では、一時的に立てかえる必要がなく、市が直接業者へ支払うようになっており、利用者に配慮した制度となっております。このように、要介護者と障害者の方のため、ともに市で行っている福祉制度にもかかわらず給付の仕方が異なるのはいかがなものでありましょか。ともあれサービスを利用しやすいよう改善を図ることは、介護保険の運営上、非常に重要な視点であり、先進自治体でも改善を図っているところが多いのであります。介護保険サービスである住宅改修について、利用者が一時的に立てかえることのないよう、市が直接業者に支払う受領委任払制度を活用し、利用者の利便性向上を図るべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、高齢者世帯のごみ収集についてお伺いいたします。

厚生労働省は、本年9月、全国で100歳以上の人口が4万人を突破し、39年連続で過去最多を更新したことを発表いたしました。そのうち女性が実に3万5,000人、男性が約

5,000人で、女性の最高齢は沖縄の方で114歳、男性の最高齢が京都の方で112歳となっております。以前、人間は120歳まで生きる能力があると話された方がおりましたけれども、まさにそれが現実となりつつあります。超高齢化社会を迎えた今日においては、高齢者の方が元気で安心して生活が送れるよう、医療、介護、年金などの社会保障や福祉制度を初め、必要に応じてさまざまな施策が求められるものであり、少子化対策と相まって、これらに対応する施策の展開は大変重要な課題であります。超高齢化社会に伴い、高齢者のひとり世帯や高齢者のみの世帯が年々増加しており、本市においても単身世帯が1,641世帯、高齢者のみの世帯が3,305世帯となっており、ここ数年急激な増加となっております。

このような背景のもと、高齢者世帯で今問題となっている一つの課題がごみ問題であります。高齢者が元気なうちはみずから集積所までごみを持ち込んでいけますが、高年齢になると、それも容易にはできなくなり、大変御苦労されているのが現状であります。90歳を過ぎてやっとごみを出している方、また、ごみを運べないため友人の方をお願いをしている方など、私の近所にも見受けられますが、このような方々のために何らかの手を打つ思いやりのある政治が今求められているのであります。

さて、福島市では平成19年6月から、家庭ごみを集積所まで運ぶのが困難な65歳以上の高齢者や障害者の世帯を対象に、市の職員が週二、三回戸別に家庭ごみの収集を行い、あわせて声がけで安否を確認する福島市ふれあい訪問収集事業を実施しております。この事業の利用には、申込書の提出が必要で、その後、収集担当者が申込者と面談し、ごみ収集の日時などを決めることになっております。収集作業を行うのは、市ふれあい訪問収集係の職員が対応し、収集車1台に2人ずつ乗り込み、1台で1日約40世帯を訪問し、収集に回ることになっております。また、同事業では、訪問先の高齢者宅で電球交換やストーブの給油など、日常生活上のささいな作業の依頼にもできる限り対応しているそうです。

一方、脳内出血で自宅で倒れていたひとり暮らしの高齢者が収集担当者に発見され、一命を取りとめたという事例もあり、安否確認の必要性が改めて明らかになっております。同課の課長は、「近隣住民との人間関係が希薄になっている昨今、収集職員との触れ合いを心待ちにしている高齢者が多く、市民からも大変喜ばれ、事業の成果もあらわれている」と話されております。

以上、福島市の先進事例を御紹介しましたが、本市においても大変参考になる事例であります。このことについては平成20年第3回定例会の平成19年度決算質疑でも取り上げさせていただきました。私の質問に対し、当時の担当次長は「ただいまは素晴らしいお話ですね。福島市の安否確認まで含めての戸別収集、当然当市ではまだやっておりませんが、その辺も調査して勉強させていただきたいと思っております」との前向きに調査研究される答弁をいただきました。このような高齢者に対するごみの訪問収集事業は、超高齢化社会における大変重要な施策であり、市長の政治姿勢である思いやりのある政治とも符合する施策であると認識するものであります。ごみを出すのに大変困難を来している高齢者のため、安否確認を兼ねたごみ収集の新規事業を早期に立ち上げてはどうかと御提案申し上げますが、市長の理解ある答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

根本議員の御質問にお答えいたします。

1点目の学校用務員の非常勤化については教育長から答弁させますので、よろしく願い申し上げます。

私からは介護サービスの利便性向上についてでございますけれども、現在、本市の介護保険事業で実施している住宅改修費支給事業につきましては、要介護者が生活環境を整えるために必要な小規模住宅改修を行った場合には、先ほど根本議員おっしゃったように、20万円までの住宅改修費を上限として、本人に1割を負担していただき、残りの9割を支給するものでございます。

現在は償還払方式のため、一時的に被保険者である利用者が改修業者に全額立てかえ払いをするようになっておりますが、御質問のとおり、利用者の負担が大きいことから、受領委任払制度を導入し、9割分の住宅改修費を保険者である市から直接改修業者に支払えるよう改正を予定しております。

この住宅改修費支給事業は、ケアプランに基づいた介護サービスですので、ケアマネジャーの制度に対する理解や利用者への周知等も必要なことから、来年4月の開始をめぐりに作業を進めてまいります。

次の高齢者へのごみ収集対策についてであります。福島市の事例を御紹介いただき、検討させていただきました。福島市では、ごみ収集を直営から委託へ切りかえた際、それまで収集に従事していた職員が高齢者のお宅を訪問し、安否確認を兼ねてごみを収集する「福島市ふれあい訪問収集事業」を新たに立ち上げたようでございます。現在、本市では、既に委託によりごみ収集を行っていること、戸別収集ではなく集積所ごとの収集を実施していることなどから、福島市で行っているような事業は導入しにくいものと考えております。

しかしながら、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯が増加しているのも事実でございます。本市では対策の一つとして、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみのお宅を訪問する「お元気ですか訪問事業」を実施し、生活の状況を把握するとともに、各種の相談を受け付けております。これらの対象者の中には、ごみを小分けにして出す、あるいはシルバーカーにごみを載せて運ぶといった工夫をされている高齢者の方も見受けられます。御承知のように、高齢者の心身の健康を維持するためには、何よりも日常生活における適度な運動が必要です。日ごろ運動をなさらない方が介護予防として運動を習慣化するにはかなりの努力を要しますが、生活に必要な活動を工夫しながら、無理のない状態で行うことは高齢者にとっても心身の活性化となり、生きる上でも大きな自信につながると感じられます。

しかし、現にごみ出しに支障があるひとり暮らし高齢者の方などについては、介護保険の生活援助や高齢福祉サービスの軽度生活援助サービスにおいてごみ出しの支援も受けられますので、必要な方は地域包括支援センターに御相談いただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（石橋源一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

根本議員の御質問にお答えを申し上げます。

1 点目の学校用務員の非常勤化についてでございますが、この件につきましては、決算特別委員会でも委員の皆様から御質問をちょうだいしておりましたので、その後、仙台市や塩竈地区における雇用状況等について調査してまいりました。

御指摘のように、学校用務員を非常勤化することにつきましては、利点も多いものの、雇用期間や勤務時間等の課題があることも事実でございます。現在、学校用務員の業務委託期間は平成20年度から平成22年度までの複数年契約になっている状況にもありますので、学校現場の意向を最大限に尊重しながら、今年度内には一定の結論を導き出すよう協議を重ねてまいりたいと考えております。

また、2 点目につきましては、最終的な方針を決定した後、実際どれだけの経費節減につながるのかを見きわめながら、学校教育の充実に活用できるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（石橋源一）

16 番根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

まず、第 1 点目のただいま教育長の答弁でございますけれども、業務委託が 20 年度から 22 年度までと、来年度までということでありますから、23 年の 3 月 31 日までは今の体制でいくと。しかしながら、本年度中ということでは来年の 3 月まではしっかりとその次の業務委託……にするかどうか、非常勤にするか、その辺をしっかりと協議していきたいと、こういうお話ですね。学校現場の校長先生方とも協議をすると、そういう今お話ございました。しっかりとその辺は協議していただきたいんですけども、その中でぜひとも、経費を節約するだけではないんですよということもしっかりとお話をさせていただきたいと思うんです。学校側とすれば当然、8 時間いてもらった方がいいことはいいし、トラブルがない限りは 6 時間よりは 8 時間いてもらった方がいい、これはそういう希望というのは当然あると思うんです。ただ、問題の指揮命令権とか、先ほど申し上げましたけれども、そういうことも確かにあります。そういうことも含めて、ただ非常勤にするんじゃないんですよと、節約された経費のうちこのぐらいは学校側にも自由に子供たちの成長のための予算として使えるように、そのように配慮しますというようなことも含めながら協議をしていただきたいと、こう思うんです。

経費はどのくらい節約できるかというのは、私がさっき言ったとおりですので、今の業務委託料から、昨年の決算議会で「非常勤職員は幾らですか」ということで、「約 200 万円」という答弁をいただいておりますので、それはもう間違いない事実で 133 万円。これは 123 万円は経費節約できるということになっていきますから、1 人当たり。その辺しっかりと協議をしていただいて、経費の節約をすると同時に、学校教育現場の環境の充実という両側面をかなえられるように、しっかりと頑張ってくださいと、こう思います。

それから、2 点目の介護サービスの利便性向上については、市長から「来年 4 月からそのように実施します」という前向きな御答弁をいただきましたので、ありがとうございます。よろしく実施のほどお願い申し上げます。

それから、第 3 点目の高齢者のごみの収集の件でありますけれども、確かに福島市ではその業務委託することによって、その職員と車、どう生かしていくかという問題で収集事業が始まったと。ところが先ほど紹介したように、非常にそれが好評で、そしてまた安否確認のそういうこともしっかりとできたという事例もあるということでございますから、この辺は軽度生活援助とかそういうことに頼って、利用者の方が自分の都合でやった方が

いいのか、市がそういう高齢者の方々、そしてごみをなかなか出せないという方々を、まず対象者を把握して、どう対応するのかと、今後の検討するのか、それはやはり違うと思うんです。やっぱり市がそういう方々のためにもまず対象者を把握する。そしてこの方々にどうやってあげたらいいのかって、ここまで踏み込んだ方が私はいいと思うんです。ですから、ぜひその辺も頑張っていただきたいと、こう思うんです。「お元気ですか訪問事業」といっても週に二、三回は訪問しないと思うんです。ですから安否確認ということも含めると、やはり週に二、三回、ごみ集めの時間帯がちょうどいいということもございますので、この辺はしっかりと検討していただきたいと思います。

やり方はいろいろとあると思います。例えば一つの例を申し上げます。市の職員でやっているということですがけれども、地域によって、福島市では今 600 人ぐらい、人口 30 万人以上です、多賀城の 5 倍ぐらいあります、5 倍強あります。5 倍ぐらいですから、多賀城では 100 人いるかどうか、そんなにもいないような気がするんですね、本当にごみ集積所まで大変な方。こういった方々というのは市内に散在していますから、その辺の市の職員さんが朝、「おはようございます」って出勤前に顔を出して、ごみを集積所まで、近いですから 1 人が 1 件受け持ただけでも十分対応できる。こういうふうにして市民と住民の皆さんとのコミュニケーションも図る、ごめんなさい、職員さんとそういう高齢者のね。そしてまた、そこでいろんな大変なことも聞いてくることもあるでしょう。そういうことがまたいろんな参考意見となり得る可能性もある。こういうこともあるので、そういう方法もあります。あとは地域でね、何人もそんなにいないので、区長さんを中心にいろいろ相談していただいて、声をかけ合うという、そしてごみを集めるとか、そういう地域ぐるみの対応ということもあると思いますので、その辺をよく検討してほしいと、こう思います、いかがでしょうか。では、教育長、先ほどの答弁と、それから市長、またお願いします。

○議長（石橋源一）

初めに、教育長。

○教育長（菊地昭吾）

そもそも小さな市役所というふうな考え方に基づいて、しかもそれに基づいて学校側の御意見を拝聴して、そして進めたことでありましたが、結果的に見えなかった課題も出てきて、これでありまして、今御提言のありましたことを十分踏まえながら、しかもそういうふうなことになった場合に、やはり学校経営上あるいは運営上にやっぱり課題が残らない方向で考えていかなくてないというふうなこと。

ただ、細かく言えば、時数の問題です。8 時間から 6 時間になるというふうなこと。その辺のことも十分に埋めなくてないですね。その辺のところも考えながら、これから学校と協議しながら、よりよい形にしていきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

ごみ収集の問題でございますけれども、やっぱり多賀城の場合だと、御存じのように、集積所ごとにごみを集めに行って、それを委託で賄っているということもございますから、なかなか福島の事例は難しいのかなというふうに思います。

ただ、市政功労者として隅田の子供たちが二人兄弟でごみを毎日集めに行って手伝っているというようなこと、要するに地域ごとにとりつか、各地区で恐らく区長さん方、どういところでどういう方が住んでいらっしゃるというのがおわかりになると思いますので、その辺をできればコミュニティーの輪を広げるためにも、やっぱり行政区単位でその辺を把握し合いながらお互いに、週何回来ますかね、ごみ集積所に、その辺のこの会話を交えながらやっていただければ、なおいいのかなという思いがいたします。

ですから、福島市の事例は確かにいいことかもしれませんが、私はそちらの方が、多賀城市としては私としてはありがたいなというふうに思っています。以上です。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

最後に、市長、多賀城市は集積所でね、福島市も集積所まで持っていくんですよ。高齢者の方だけ訪問収集しているという、こういう内容ですから間違えないようにお願いします。

今の市長の答弁でいいんですけども、その仕組みが地域の中でどうやってできていくのかというのが私は不安なんです。きょうそれを聞いて、じゃあ市がどのようにアドバイスをしながらそういった方々をカバーできるか、今後よりよいスタートをできるようにアドバイス、あるいは内容をよく把握していただきたいと、このように思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（石橋源一）

ここで休憩をいたしたいと思います。再開は11時25分であります。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（石橋源一）

再開いたします。

3番深谷晃祐議員の登壇を許します。深谷議員。

（3番 深谷晃祐議員登壇）

○3番（深谷晃祐議員）

私からの質問は、通告に従いまして3点お伺いいたします。

まずは、多賀城市の史跡に対する市民への啓発活動についてでございます。

現在、多賀城市内におきまして、山王遺跡、南宮遺跡、新田遺跡など、市内各所に遺跡が点在しております。現在、遺跡の上にお住まいされている方々が、持ち家の建てかえの際には試掘調査を行い、その結果を県の文化財課に報告いたします。さらに本格調査が必要となった場合、数カ月間の仮住まい生活を強いられることとなります。その結果、早い方で1カ月から2カ月、本調査まで必要と判断された場合には半年以上かかる方もいらっしゃいます。この調査されている期間は、敷地内に仮住まいのある方を除き、賃貸を借りざるを得ないのです。その賃貸を借りなければいけない市民は、一日でも早く工事着工とな

ることを望みます。それは、賃貸には当然のごとく家賃が発生するからであります。その際に、調査期間が延びれば家賃の支払い金額も増加いたしますので、遺跡に嫌悪感を抱くのはいたし方ないことであるものと思います。

多賀城市は、市民も行政も史跡という財産を付加価値ととらえ、ともに今後のまちづくりを歩んでまいる必要があります。その史跡に抱かれる嫌悪感を少しでも減らし、史跡とともに歩む市勢発展を望むためには、今回提案する家賃補助はあってしかるべき多賀城市の政策と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、小中学生への啓発はどのような形で行っているのかという質問でございますが、市内在住の小中学生に対する啓発です。昨今、中学生などによる農業体験を初め、各種実地事業が展開されております。私の体験で恐縮ですが、小学生のころに担任の先生に連れられて野々島まで縄文土器を発掘に行く機会がありました。何か興味があったわけではございません。担任の先生に連れられて行ったわけですが、子供心に縄文時代にその時代のだれかがつくったものに触れている感覚は忘れません。胸がどきどきしたのを覚えております。今話したような体験が何よりも心に残り、充実した遺跡や史跡の啓発活動に大きく貢献できることは言うまでもありません。現在、市内の小学校に私を連れていってくれた先生がことしより赴任されてきましたので、御相談に伺ってみてはいかがでしょうか。

先ほども申し上げましたが、多賀城市のまちづくりは史跡とともに歩む道であり、遺跡や埋蔵文化財に対しても関心を持ってもらわなければなりません。市民が無関心という一番お粗末な結果にならないために、子供のうちから歴史に触れる体験をすることは、何よりも充実した多賀城の子供を育てるすばらしい史跡のまち多賀城ならではの啓発運動だと考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目の友好都市の活用法についてでございますが、昨今、奈良市との友好都市締結を目前に控え、高揚感にあふれているのは市長を初め市民も、そして私も同じでございます。友好都市締結によって日本の三大遺跡が結ばれます。この点と点が結ばれたことを今後どのように生かしていくのが市長の腕の見せどころでございます。極端に言えば、友好都市を締結したところで、だから何なんですかという市民もいらっしゃるということです。市長は、太宰府との交流の中でこちらのお米を贈ったりなどPRは見えておりますが、市民レベルまで落とし込んだ戦略は見えてきておりません。天童市との交流についてもしかりでございます。一部の市民活動団体は積極的に行動されているのはわかりますが、市民の方が「友好都市」という言葉にすら反応は薄いものであると感じております。今回も100万円もの血税を投入して友好都市締結に臨むわけですので、何らかの恩恵を市民が受けなければ、今はやりの事業仕分けの対象になり得るということです。費用対効果を用いることが友好都市締結という事業にふさわしいかどうかと言われれば、そうではないかもしれませんが、多賀城市に友好都市の方々が来訪して下さるような施策を考えれば、多賀城市にとっても歴史上云々プラス経済効果という両面で有意義な友好都市締結になることだと思えます。

先日の補正予算での質疑の際に、今回の友好都市締結事業の説明の中で、旅行会社に当局のお考えをお伝えし、プランを組んでもらうというお話がございました。そういった旅行会社やJRなどと積極的なPR活動をすることが、今後の多賀城市の友好都市締結のあり方だと考えております。多賀城市、太宰府、奈良市と「三大国府をめぐる旅」という企画をつくってみてはいかがでしょうか。スタンプラリーで結ぶ友好都市であります。三つの点を線で結んであげることで、さまざまな経済効果が期待できます。さらには、多賀城市民が史跡を有効資産と感じてもらえることが何よりも有効的な市勢発展、啓発につながると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

深谷議員の質問にお答え申し上げます。

第1点目の多賀城市の史跡に対する市民への啓発運動について等は教育長から答弁させますので、御理解いただきたいと思います。

友好都市の活用法に関する御質問につきまして、私からお答えいたします。

友好都市の活用法についての御質問ですが、本市では現在、太宰府市及び天童市と友好都市を締結し、市民の相互交流や文化・芸術、スポーツ、産業、観光、教育など、さまざまな分野での交流を行っています。特に天童市とは、バレーボールなどのスポーツ交流や、多賀城駅前での物産交流、天童鍋合戦への参戦など、市民レベルでの交流が活発に行われております。

また、太宰府とは、これまでに相互の市民がそれぞれの市を訪問し、イベントでの交流となっているほか、本年10月3日の第27回太宰府市民政庁まつりに参加して、JA仙台や市観光協会の協力を得て、多賀城産のひとめぼれの新米や、おいしい多賀城の味に認定されているお菓子などの物産販売も行っております。この祭りには私も参加して、友好都市交流ステージにおいて多賀城の魅力をPRしてまいりました。そのほか、本市の広報誌に「友好都市だより」として太宰府市や天童市の紹介を行ったり、太宰府市の広報誌に本市の紹介記事を掲載していただくなど、市民への広報活動も行っております。

奈良市との交流策につきましては、太宰府市とも連携を図りながら文化・芸術、産業、観光、教育など、さまざまな分野で日本三大史跡のつながりを生かした交流事業が展開できないかを検討していきたいと考えております。

今回奈良と友好都市になることにつきましては、私自身は、何でという思いも市民は抱くかもしれませんが、有名な奈良でございますから、奈良と友好都市になることによって、多賀城の歴史の重みをまず市民の方々が感じていただきたいなという思いでございます。その歴史の重みを感じることによって、その三大史跡のまちがつながるわけでございますから、そこから市民自身がいろいろなものを発信していただけるのではないかなという期待も私はしております。

また、最後に、スタンプラリーについてもお話しされましたけれども、大変おもしろいアイデアではないかなというふうに思いますので、できれば今後関係機関の方へ働きかけてまいりたいというふうに思います。私からは以上でございます。

○議長（石橋源一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

第1点目の多賀城市の史跡に対する市民への啓発活動についてお答えをいたします。

市内には、特別史跡を初めとする数多くの文化財が存在し、中でも新田遺跡や山王遺跡などの埋蔵文化財包蔵地が広い範囲に分布しております。この埋蔵文化財包蔵地内において個人住宅の新築や建てかえを行う場合は、工事施工者が市町村教育委員会を經由して県教育委員会へ届け出ることが義務づけられております。

本市では、負担をできるだけ軽減するため、初めに工法の協議を行いますが、それでも発掘調査が必要な場合には、早期対応について努力をしているところでございます。

発掘調査費用については、原則として工事施工者が負担することになりますが、本市では、市民に負担をかけないよう、発掘調査費用の全額を公費で負担いたしております。県内で組織されております宮城県史跡整備市町村協議会加盟 23 市町村ありますが、これを見ますと、試掘調査及び本調査の費用を全額公費で負担している市町村は 7 市町にとどまっております。したがって、これ以上の公費負担は今のところ考えてはおりませんので、御理解を賜りたいと思います。

2 点目でございますが、小中学生への啓発活動についてであります。郷土愛と誇りをはぐくむ上で大切なことと考えております。そのため、本市の教育重点施策に「多賀城を知り、多賀城を語る児童・生徒の育成」を掲げて、教科学習、総合学習等を通して本市の歴史を初めとした学習を行っております。例えば新しく編集されました資料集「私たちの多賀城」を活用すること、埋蔵文化財調査センター及び史遊館での体験学習をすること、政庁を初めとする史跡に実際に触れること、文化財職員や史跡案内人の話を聞くことなどを行っております。また、学習の拠点であります史遊館においては、史遊館だよりや壁新聞を発行して、啓発学習に努めております。

今後とも啓発の機会を通して、ふるさと多賀城を心に育てる教育を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

まずは埋蔵文化財の方から聞きたいと思います。

先ほどの最初の質問でお話したことがすべてと言えればすべてなんでございますけれども、基本的にやっぱりこれからの多賀城のまちづくり、史都多賀城ということを標榜してからどれくらいなのか、そういった部分をすべて踏まえた上で、今これから建てかえをしてくださる方々というのは、確かにすべての工事費を出している市町村が 7 市町村ということで、わかりますが、建てかえをして、またこれからさらにこの多賀城というところに長く住んでいただくという方々が、その埋蔵文化財に対しての、行政としてやっているということはわかるんですが、さらに住んでいただく、これから長く住んでいただく方が史跡に嫌悪感を抱くということは、やはりこれからの多賀城のまちづくりを市民一体となってやっていく中で、少しでも嫌悪感をなくす、嫌いではなく、あってもいいのかな。本来であれば、遺跡があるということは、昔そこで居住していた方が住んでいるということは、昔は重機がない時代に多分住み心地のいい場所に人が住んでいたからこそ今遺跡なんでしょうから、とても住みいいところに今お住まいだとは思わんだけれども。

でもそういった方々が、やっぱりどうしてもこういう経済状況ですし、そういった中で家賃を支払いながら、その遺跡の調査期間、本格調査となった場合に調査期間が平成 20 年度

でいくと10日から60日、その調査開始まで2カ月、約4カ月ですね、家賃6カ月で言えば24万円というお金をお支払いするような現実があったときに、工事費の事業者が出すという負担に関しては、平成16年度から個人が営利目的でなく行う住宅建設など、事業者が調査経費の負担を求めることが適当でない場合には国庫補助が受けられる制度がありますということで、文化庁のホームページにも出ておりますとおり、これ多分半分、2分の1程度の国庫補助で半分は、今までは25%が県、25%が多賀城市ということで出していたと思うんですけども、多分今、県の補助の方が来年からなくなるということで、50%・50%になるのかなと思うんですが、やっぱりそういった部分を踏まえて、確かに先ほども、藤原議員もそうです、松村議員もそうですが、県との兼ね合いという部分はいろいろあると思うんですけども、やはりこれから地域主権で、政権もかわりまして、市が独自で、自治体が独自で使える財源もこれからふやすというふうに明言はしておりますので、そういった部分を踏まえて、これからの多賀城のまちづくりは史跡とともに歩むまちづくりであるためには、そういった施策も、今のところ考えていないという教育長の御答弁が今ここで変わるとは思わないんですが、やはり検討課題としては持つておくべき課題だなと思いますので、そういった部分はお酌み取りをいただければ幸いかなと思います。これは御答弁は要りません。

それから、小中学生の部分ですが、教育長の今お話ししたことは十二分に理解するんですが、そういった際に、子供たちが果たして埋蔵文化財調査センターの活用、史遊館の活用という部分を含めて、史跡って何なのっていう部分、触れるっていう部分が、私がした体験とその子供たちが今している体験とでは若干やっぱりちょっと違うのかなという部分がございます。そういった部分、例えば多賀城市内、これから遺跡の発掘する部分、この間一本柳のところを調査していましたが、ああいう部分にでも一緒に総合学習の時間なりなんなりを使いながら、やっぱり触れていく機会をつくっていくことが、多賀城の子供たちがこれからまた多賀城を支えてくれるわけですので、その子供たちにどういう意識づけをしていくかということが親への理解にもつながっていくことで、先ほどもそうですが、やっぱりお金がない中でやらなきゃいけないことは、発掘調査というのは多賀城市の何か事業をするのにはつきもので、どこかを削ってでもやっぱりやらなければいけないときもある中では、やっぱりそういった理解を今後の多賀城を支えてくれる子供たちに深める必要は十二分にあるのかなと思いますので、その辺はもう少し、今あるものを活用するのもそうなんですけれども、さらに、今はやっていてそれは当たり前という考え方において、そこからさらに子供たちの啓発という部分を深めていくことが、よりよい多賀城のまちづくりにつながるのかなと思いますので、この辺はもう一つ御答弁をよろしく願います。

それから、奈良市との友好でございますが、先ほど市長からそんなに素直に御答弁いただけたと思わなかったものですから、何と返そうかあれだったんですけども、私は具体的にいろいろスタンプラリーということをいろいろちょっと考えてみたんですけども、例えば多賀城から奈良に行く、多賀城から太宰府に行くというような、これが奈良と太宰府の場合で3パターンで、全部で6パターンあるわけなんですけれども、そういった中でスタンプラリーというような形をとるかからないかは別なんですけれども、そういった部分で3市の例えばスタンプカードのような共通のカードをつくって、各市の観光ボランティアの方々にそれを案内してもらったという、勉強したということを含めて、判こを一つ一つもらおうような形で、三つそろった際には、さらに3市共通の商品券ですとか、あとは地元の食産物ですとか、そういった部分をしてあげるようなことをすれば、今度、商工会がまずつながりますし、観光協会もつながりますし、そうするとその下の市民の方々にももう少しつながりが持てるのかなと。

私、この議員という立場をいただいてから視察で各地を歩くんですけども、本当に多賀城のお米はおいしいんです。どこに行っても多賀城の米は、いや本当においしいんだなということで、多分太宰府の方々も、市長が米を贈ったときに本当にうまいんだなというふうに感じてくれたと思うんですけども、やっぱりそういった部分で、地元のブランド化という部分も、農家の方々のブランド化ということも含めて、そういったもののプレゼントだったり、具体的に考えていけば考えていくほど、いろんなことにつなげていける友好都市というのは、そういう活用方法が素晴らしいなと思ったので、そういった部分をやっぱりこう、さらに1300年祭で外国からもいろいろな方々がお見えになるという部分を、やっぱり多賀城のイメージアップという部分、さっき市長もおっしゃっていましたが、あそこを最大限に活用して、来てくださった、さらにそこで多賀城に来てくださった方々に今後の多賀城、太宰府・奈良とはちょっと比べてまだその整備という部分で、観光資源としてはあっても、まだそれを活用できていないような部分の生の声をやっぱり興味のある方々から収集するというふうな意見も大切なのかなと思いますので、ちょっとその辺もあわせて御答弁をいただければありがたいです。

○議長（石橋源一）

初めに、教育長。

○教育長（菊地昭吾）

人はふるさとを宿して生きるというふうなことを考えると、多賀城を知り、多賀城を語れる子供たちの育成というものは非常に重要に考えております。

そしてまた、今の「実地に触れて、そして感動を覚えた」という深谷議員のその言葉、そのとおりだと思います。聞くよりも見る、見るよりもさわる、触れるというふうなことで、私も、史遊館のあそこで学習、もうすべての子供がああいうふうなところで学習をして、そして巣立っていったら何ほいいんだろうというふうに思います。ただ、実際に限られた時間の中でというふうになってくると、例えば総合学習で史遊館というふうになると、移動する時間とか、そういうふうなことを考えると、なかなかそれだけでは済まないことが多々課題があるものですから、今後、文化財課長ともお話をしたことがあるんですが、やはり子供たちが限られた短い時間の中であその場所に来て勉強して、すぐ学校に戻って、また別の勉強ができるというふうな、そんな工夫もこれから考えていって、やはり多賀城で育った心がどんどん膨らんでいくというふうなことであればいいというふうに考えておりますので、今後ともいろんな学習の機会の工夫などをしてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。

○市長（菊地健次郎）

深谷議員のスタンプラリーということ、非常に私もおもしろい企画ができてくるんじゃないかなというふうに思います。ただ、恐らく旅行者者などともちょっとこのアイデアをどう生かすかということで相当相談していかなくちゃいけないでしょうし、先ほど深谷議員がおっしゃったように、商品券あるいは商工会、観光協会、この連携もお互いに図っていかねばいけないでしょうし、これは恐らく1年のうちに三つの都市を皆回るということはなかなか難しいことかもしれませんので、何年以内というふうなこともこれは考えなくちゃいけないでしょうし、つながるものは相当つながってくるんじゃないかなという

ふうに思いますんで、一つのアイデアとして担当の方でいろいろ模索させてみたいなというふうに思っております。

お米のこともお話ししましたが、実際多賀城の米はおいしいということで、ただ、私が太宰府に行ったときに、重いからあんまり量は買えないよというふうなことだったんです。だから、時間たつにつれて、もう皆、持っていったお米、全部もう売れました。ですから、それだけおいしいというのはだんだんだんだんわかってきたんじゃないかなというふうに思います。

また、奈良を知ることによって、恐らく万葉まつりも、奈良のいろんなお祭りありますね、あの辺を取り入れていったらば別の万葉まつりに姿を変えていくんじゃないかということで、いろんな連携するものあると思いますので、多岐にわたって友好都市というものを生かしていければというふうに思います。以上です。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3番（深谷晃祐議員）

教育長の方、そのようによろしくお願いします。

それから、先ほどの最初の補助の部分なんですけれども、その埋蔵文化財包蔵地の周知という部分が文化財保護法の第95条にございます。周知の埋蔵文化財包蔵地について、史料の整備、その他の周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならないということで、今現在、若い方々が、例えば世代交代で住んでいる方々が、やっぱりその部分を知らないという部分もございますので、そういった部分を周知徹底することがこの法律にもうたわれているわけですので、そういった部分もまた地方自治体が行う事前の措置に関しては「指導・助言、その他の必要と認められる援助をすることができる」ともございますので、そういった部分も考慮しながら、今後の史跡の啓発という部分には努めていただきたいと思っております。

それから、奈良市の、先ほどの市長の答弁もまたすばらしい御答弁だったんですけれども、やっぱりそういった部分をいろいろ考えれば、いろいろ出てくるのはもちろんだと思うんですけれども、考える前にまずテーブルを持ってしまって、そのテーブルに皆さんを並べて、皆さんで意見交換をすることから考え始めるというステップに入っていく方が、よりスムーズに進むかと思っておりますので、そういった部分もぜひ考慮の上、よろしく願いいたします。終わります。

○議長（石橋源一）

答弁はよろしいですね。（「はい」の声あり）

それでは、ここでお昼の休憩といたします。再開は午後1時。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（石橋源一）

再開いたします。

6 番金野次男議員の登壇を許します。金野議員。

(6 番 金野次男議員登壇)

○6 番 (金野次男議員)

1 点目は、各種大会を誘致して、観光客増につなげる質問ですが、全国柔剣道高校生大会誘致は、本市の対応は消極的でありました。平成 18 年度から岩沼市で開催され、岩沼市を高校生柔剣道のふるさとにしようと、岩沼市の行政、地元の皆さんが大会に協力しているのが現状でございます。私初め、武道関係者、また本市の職員でも、「なぜ多賀城が誘致しなかったのか」という声もありました。

さて、平成 23 年度は東北総合体育大会、選手・役員で約 8,000 人、東北地区のスポーツの振興、地域住民の体力向上を図るとともに、各県の親善と友好を深め、健康で文化的な生活の確立に寄与することを目的として、昭和 49 年 9 月に第 1 回大会が岩手県で開催され、本市においては前回、平成 18 年 8 月、総合体育館で第 33 回大会が行われ、開会式で歓迎のあいさつで前市長は、多賀城の歴史、遠朝廷や歌枕、特別史跡多賀城の跡等、多賀城の歴史等を含め、観光案内広報を多く述べられたことが記憶にあります。

次に、第 25 回全国健康福祉祭、別名「ねんりんピック」と言っておりますが、宮城・仙台（仮称）大会は、平成 24 年度に行われます。このねんりんピックは、厚生省創立 50 周年記念として昭和 63 年、1988 年の第 1 回兵庫大会以来、毎年開催されております。東北では、1991 年の第 4 回岩手大会、第 10 回山形大会、第 15 回福島大会が行われ、本年 9 月に 4 日間、北海道札幌大会は参加人員は約 50 万人でございました。趣旨は、スポーツや文化など多彩なイベントを通じて、高齢者を中心とする国民の健康保持増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、触れ合いと活力のある長寿社会の形成を目的として、60 歳以上の各都道府県の選手団が結成されております。

大会中の主なイベントは、スポーツ交流大会は 10 種目、剣道、ゲートボール、マラソン等、ゲートボールは約 1,000 名でございます。ふれあいスポーツ交流大会は 18 種目、グラウンドゴルフ、サッカー、水泳等でございます。文化交流大会に 7 種目、囲碁、将棋、健康麻雀等に区分されております。

私は、東北総体はスポーツの競技、ねんりんピックは文化交流大会、囲碁、将棋、俳句、かるた、民謡、オセロ、健康麻雀等を誘致して、史都のまち多賀城を少ない経費で多大の広報をするべきと思います。

以上の 2 大会には、平成 18 年度高校生柔剣道大会の二の舞を踏まぬよう、本市の積極的な大会を誘致して、観光客増を望むものですが、当局の誘致の考えを伺うものでございます。

2 点目は、防災・地震対策についてでございます。

防災といえば、国の防災の日は毎年 9 月 1 日、県の防災の日は 6 月 12 日という認識を持っておりますが、本市も各行政区ごとに毎年着眼重点項目を地域で見出して訓練が行われております。特に 5 年に 1 度の多賀城市総合防災訓練、前回の多賀城市総合防災訓練は平成 17 年 10 月 16 日、桜木グラウンド、旧ソニーグラウンドで、多賀城市地域防災計画に基づき、大規模地震の災害等の発生に備え、防災関係機関と市民が一体となった各種の訓練を実施し、地震災害等における防災体制及び災害応急体制を確立するとともに、あわせて市民の防災意識の高揚を図る目的で行われました。訓練種目は、後方訓練から始まり、応急給水訓練まで 23 種目を約 24 機関、団体・住民約 1,000 名の協力で行われ、4 時間の短い時間帯で参加した市民は、一連の体験また視察ができたと思っております。

さて、平成 22 年度には、5 年に 1 度の時期がやってまいります。私は総合防災訓練の実施要綱は前回とは変わらないと思います。変わったら、当局また行政区が今までの防災訓練は一体何なのかと不思議に思うからです。変わるとしたらば、訓練場所を中央公園か加瀬沼公園、また公の施設等が浮かび上がります。訓練場所によって異なりますが、22 年の訓練要綱に災害弱者、要援護者を重点項目に入れていただきたいのでございます。災害時要援護者の避難支援対策に関しては、04 年に内閣府が検討会を実施し、総務省、消防庁、厚生労働省とともに 3 年間にわたって検討し、06 年 3 月に改定され、08 年 3 月には災害時要援護者の避難支援における福祉と防災との連携に関する検討会、要援護者の対策の具体的な進め方や地域の取り組み、いわばガイドラインをまとめております。例えば災害が起きた場合、だれとだれが災害弱者の人を避難所まで輸送または随行するか、避難所において初期の到達目標は、災害弱者の名簿に基づきチェック体制をし、そして避難所に行政関係者など、災害弱者室を設け、トイレ、水、薬、湿度管理、簡易ベッド等など、災害弱者の緊急ニーズに基づいた対応を本訓練で実動で行っていただきたいものです。

要援護者支援は、奥深く、また幅広く展開するものだと私は思い、5 年に 1 度の多賀城市総合防災訓練の骨子と要援護者対策取り組みについて伺うものでございます。

2 番目に、地震対策についてでございます。

昨年の第 3 回定例会で私と柳原議員も質問しました庁舎地下の震度計についてでございますが、趣旨は昨年と同じでございます。ただ、前回の震度計、県内の数が増加しております。現在の震度観測点は、地震計の設置場所は、気象庁や関係機関のほか都道府県設置場所を含めると、全国で約 4,200 カ所、東北では 527 カ所、宮城県には前回は 71 カ所でしたが、今回は 85 カ所と増設、その内訳は、気象庁直轄と文科省直轄で 22 カ所から 31 カ所、その他、県 49 カ所から 54 カ所となっております。県としても宮城県沖地震に向け、震度計の増設等いろいろな対策を行っておりますが、本市の地震観測点震度計について、県との話し合いの現状について示されたいと思います。

最後に、廃棄物の処理についてでございます。

9 月 29 日から 10 月 1 日まで、高知県南国市議会を建設水道常任委員会で環境問題で視察調査しました。驚いたのは、アルミ缶、新聞紙など、リサイクル可能なもの、資源物の抜き取り禁止、平成 21 年 7 月 1 日から違反した場合の 20 万円以下の罰金というチラシでした。南国市では、資源物を中間処理した後、有価物として売却して、市の歳入になっております。ところが、新聞紙や金属類、特にアルミ缶などごみ収集ステーションから抜き取りする行為が見受けられ、その対応策として、平成 21 年 3 月議会で条例改正を行い、持ち去り行為禁止とするとともに罰則規定を設けたそうでございます。本市は、快適な環境を保全し、市民の健全な生活に寄与することを目的に、多賀城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例また同条例施行規則等により、再生利用、再生資源等の定義は明示されておりますが、現在の状況は、6 行政区、6 区分、月に 2 回の資源物の回収となっております。

一方、資源物は、各地域の子供会などが実施している集団資源回収に出しましょうと広報している。子供会や子供会育成会等に、地域環境、エコ教育の一環として地域集団資源回収活動 40 数団体に助成金を出しているのが現状であります。

私は、抜き取りに対しては罰則、地域集団資源回収活動にはさらなる推進を願うものです。当局はどのように認識しているのか、南国市を参考に罰則等を 1 市 3 町で協議すべきでないか、当局の考えを伺うものでございます。以上。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

金野議員の御質問にお答えいたします。

全国高校生柔剣道大会と東北総合体育大会についてであります。平成18年度に開催されました全国高校生柔剣道大会につきましては、御指摘のとおり理解しております。

さて、平成23年度に宮城県で開催が予定されております東北総合体育大会における本市の開催種目につきましては、過日、県教育長から柔剣道競技を開催していただきたい旨の打診がございました。本市としては、正式な要請があり次第、これをしっかりと受け、競技団体や多賀城市民スポーツクラブを初め、市民の皆様とともに取り組んでまいるのであります。御理解をお願いいたします。

また、ねんりんピックは、60歳以上の方を主たる参加者として、健康、福祉、生きがいをテーマに、さまざまなスポーツや文化イベントを行う総合的な祭典で、各都道府県、政令指定都市の持ち回りで毎年開催されており、平成24年度の第25回大会は(仮称)宮城・仙台全国健康福祉まつりとして、宮城県と仙台市の共催で開催されることが決定しております。ことし6月に開催事務局から各市町へ開催種目の調査依頼があり、本市では多くの高齢者に参加していただけるような種目を検討した結果、第一希望を俳句、第二希望を将棋、第三希望をウォークラリーとして回答しておりますが、まだ正式な内定通知は来ておりません。

いずれにしても、ねんりんピックは、高齢者を中心とする国民の健康の保持増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、触れ合いと活力ある長寿社会の形成に寄与する全国規模の大会であることから、開催地になれば全国から多くの高齢者等が訪れることが期待されます。このように各種大会の開催は、観光振興も含め、多賀城市をPRする絶好の機会であり、また、これをきっかけに市民の観光への関心喚起にもつながることから、本市としても積極的に取り組んでまいります。

第2点目の防災対策についてですが、御質問にもありましたように、市総合防災訓練は5年に1度開催しております。同訓練は大規模地震災害を想定した内容とし、訓練開催日及び訓練場所は、平成22年6月13日の日曜日に陸上自衛隊多賀城駐屯地を会場に実施する予定となっております。

次に、訓練に際しては、災害時要援護者対策を重点項目に取り入れるべきではないかとの御質問ですが、市防災関係機関及び地域自主防災組織等との協働により、救出・救護訓練、避難所設置運用訓練及び災害ボランティア活動支援訓練等を実施したいと考えております。これらの訓練種目において、災害時要援護者が安全で的確に避難等ができるような訓練を実施できるよう、今後関係機関と調整してまいりたいと考えております。

次に、計測震度計の移設の進捗状況についてであります。過般、宮城県総務部危機対策課並びに仙台管区気象台の担当者と移設先の調査を実施いたしました。調査の結果、移設先としては市民活動サポートセンターの事務室前駐車場の一角を設置予定場所として、県及び気象台から合意を得ております。今後、設置業者との調整を行い、今年度末には移設が完了する見込みとなっております。

最後の廃棄物の処理についてですが、一般的には資源物の抜き取りに対しては刑法の窃盗罪を適用することができるかとされておりますが、1件当たりの被害額が非常に少額であるこ

と、空き巣や他の窃盗とのバランスなどから、告発しても起訴までには至らないというのが実情のようであります。そのため、全国の自治体では、抜き取りの防止策として、抜き取り禁止命令違反による罰則規定などを設けたところもございます。

しかし、現実的に罰則規定を適用するためには、パトロールにより現場で確認する必要があり、監視体制や取り締まり体制の強化が必要となってまいります。先例の自治体では、早朝から職員や外部委託によりパトロールを行っているようです。

市といたしましては、この抜き取りの抑制措置として、平成 22 年度より全世帯に配布するごみ収集カレンダーの中に、地域で活動している子供会等の資源回収団体の回収日を掲載し、今までごみ集積所へ出されていた資源物が地域の子供会等へ提供されることにより、抜き取りの減少につなげていきたいと考えております。

環境教育や環境保全活動のためにも、地域住民が子供会を支援する、いわば地域内の資源循環が最重要であり、集団資源回収を推進してまいります。このような活動の推進をもっても依然として資源の抜き取りが多い場合には、御提案のあった罰則規定も視野に入れた措置も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

金野議員。

○6 番（金野次男議員）

まず、1 点目の全国高校生柔剣道大会については、当市も消極的であったと。今市長から言われて、私たちもあの当時のことを思い出すと、前教育長、前助役、担当課長、文科省から来た職員と全柔連、県柔連の会長さんとか来て審議して、午前中は多賀城市で説明会をやって、午後には岩沼市で説明会をやって、なぜ多賀城がこんなに誘致に遅かった、消極的だったなというのが疑問に思っておりました。今、市長から答弁聞いて納得しました。

そこで、岩沼市が 18 年から 22 年で 5 年間の 1 回の区切りが出ます。全柔連では 6 回目から 10 回目、これは文科省は 10 回までは 500 万円の予算をつけると言っていますので、6 回から 10 回まで多賀城市という声も出ております。そのときの多賀城市はその誘致に乗っていただけるか、御答弁をお願いしたいと思います。

次の、あと東北総合体育大会とねんりんピックですが、なぜこの時期に 4 年後のことと言いますけれども、やっぱり全国大会規模となりますと、決まれば、市の職員が来年度はねんりんピックの視察に行ったり、そういう予算もかかるので、今回私はやりました。このねんりんピックは、私も 14 年の福島大会には視察に、開会式を見て、こんなにすごいのかなど、国体並みのねんりんピック大会であると。一番多いのは 14 回の大阪府は、大阪でやりましたときは 70 万人が来たそうです。そういう大会ですので、ぜひとも必ずと言ってもいい、私も言いましたけれども、このイベント、市長は俳句、将棋、ウォークラリー、これを今、県に要望していると言いますけれども、県としても年内中には多分市の方には来ると思いますので、ぜひとも一つは必ずとって、少ない予算で多くの観光客を呼んでいただきたい。これは私の願いであります。頑張ってくださいと思います。

次に、防災関係ですが、5 年に 1 度、これ毎年やっているんですが、やっぱり趣旨は後方訓練からいろいろなもろもろ変わらないと思います。これが変わったら、今まで行政の防災担当者やいろんなことをやったのが迷うからであります。

特に私は、何度も言っているように、災害弱者の避難所の開設、19年度県の防災訓練も見ました。県の防災訓練、避難所開設、一体どのようにやったかという、多賀城の体育館、そこで軍隊方式で、各地区から班長さんが旗を立てて体育館に整列して、ここが例えば笠神東、ここですよ、待機場所と。そういう訓練じゃなく、本当に災害弱者のために、車いすで来る人、担架で来る人、またリヤカーで来る人、そういうのを実動で行っていただきたい。先ほど市長の答弁でもそういう弱者対策、避難所開設をやると言っていますので、そのように各自治体と調整してほしいと思います。

地震計については、柳原議員とも相談したんですけれども、よかったなと思っております。あそこの、この庁舎から離れてやりますけれども、これで松島や七ヶ浜、そのような震度になるんじゃないかと、今度の防災訓練に多賀城市は震度8という想定にはならないと思います。多賀城、現在の震度計で震度8っていったらば、ほかの市町村は震度計、全部狂っちゃいます。10以上になっちゃいますので、なくなりますので、そのような県からの震度計の設置場所調査済みということで一安堵いたしました。これは答弁は要りません。

最後のごみの問題ですが、きょう大代・笠神地区は資源物の回収の日でございました。資源物の回収は、週2回行われています。5カ所ほど見てきましたが、やっぱり残っているのはあの番匠の中の缶や瓶、そして段ボールが散乱されております。こういう状況でありますので、一部の方々は罰則を設けるべきじゃないか、また一部の方はそれで生活をしている人もいますよと、いろいろな議論があります。条例施行令、規則全部読んでみましたが、この問題は難しい問題だと思います、はっきり言って。市の財産となれば、回数が今まで以上に、現在多分3分の1ぐらいの資源物でございまして、それが全部残れば業者さんの回数も多くなる。そうすると1市3町の補助金も多くなるということもあります。また、東部衛生の方で、現在わきの方で業者さんがやって、その業者さんがあるところにやっていますけれども、その東部衛生の業者さんの方でも、もうかる時はもうかりますけれども、今キロ当たり多分4円か5円だと思います。その波によって1キロ、そういうことになっているそうなので、その辺、私としてもぜひとも罰則を設けてくれということじゃないんですけれども、先ほど市長が答弁いたしました子供会資源回収、そういうのをそのごみ収集ステーションの近くに置いていただく、だれか担当者。例えば私の場合もごみ置き場の前です。子供会の人たち来ると、「おんちゃん、新聞とりに来ました」と言って倉庫から持っていくんですけれども、その近くで、新聞紙だけはその近くのうちに置いてもらって、子供たちのエコ教育とか環境問題にその新聞紙を学校とか幼稚園とか、いろんなところに持っていける、そういうようにちょっとしていただきたいんですが、市長のこれは答弁をいただきたいと思います。そちらに重点を回しますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

一番最初に、全国高校生柔剣道大会、何か「全柔連」って言ったんですか。（「はい」の声あり）略して「全柔連」なんでしようけれども、6回から10回が多賀城に来るようだ。（「いやいや、来るようじゃなく、そういうお話があった場合」の声あり）あった場合は当然、もう何を差しおいてもオーケーということで頑張りたいというふうに思っております。前の過去のことがございますから、私も重々知っておりますのでは、それは当然多賀城に誘致できるように頑張ります。

それから、ねんりんピックの方も、これはどれがとれるかわかりませんが、これも一生懸命頑張りますので、何とか一つでも、この俳句……、俳句も大変なんですけれども、

とるとね。それから将棋、ウオークラリーということで、第一、第二、第三希望あります。それがどれがとれるかわかりませんが、頑張っていきたいと思います。

それから、災害弱者、要援護者の件も、これは関係機関と調整いたしまして、答弁のとおり、何とかやるように努力してまいります。

最後のごみの問題です。部長の方から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

今、市長の方から答弁ございましたように、今までごみ集積所へ出させていた資源物が地域の子供会のところ提供されるように、市の方でも強く啓蒙、それから協力を求めていますと、このように思っています。

○議長（石橋源一）

金野議員。

○6番（金野次男議員）

ねんりんピックの件ですが、俳句、将棋、ウオークラリー、市長の方から県の方に3点出していると言いましたけれども、実際、私は先ほどの質問で文化系をとっていただくよう……。なぜかというと、ウオークラリーだと施設の場所もいっぱいかかります。むしろ俳句だったら政庁跡で一句を詠むとか、将棋だったらばどこかの旅館の1室で決まると。何しろ年配者でありますので、そういうことを考えると、私は俳句か将棋を熱望したいんですが、市長、俳句と将棋、どちらがいいか答弁願います。

あと、最後の資源物の部長の答弁ですが、子供会の育成会の方にもしっかりと充当するという、それから先般の補正予算でも言いましたけれども、カレンダーをつくると言っていましたよね。そのカレンダーと、私は七ヶ浜のやつは見たんですけども、資源回収日の特に問題なのは、週2回で、旗日とかそういうのがあるんです。そういうときのやつはどうなっているか、その辺の答弁をお願いします。

○議長（石橋源一）

初めに、市長。

○市長（菊地健次郎）

どっちもいいんですけども、俳句の方は、やっぱり私自身もポエムシティーということで、御存じだと思いますけれども「詩都・史都多賀城」ということも図りたいと言っている以上、やっぱり俳句の方もとりたいし、将棋は将棋で天童市との友好都市ということもございまして、向こうから例えば将棋の駒を借りるとか買うとか、そんなことも関係が出てくるのかなということで、これは両方ともとれば一番いいのかもしれませんが、それはどっちが優劣つけがたいなというふうに思っております。

ごみの方は、市民経済部長から。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（坂内敏夫）

22年度から全世帯に配布する収集カレンダーの中におきまして、旗日に当たった場合は翌週とか、そのような表示できちっと皆さんに周知していきたいと、このように思っています。

○議長（石橋源一）

次に、19番阿部五一議員の登壇を許します。

（19番 阿部五一議員登壇）

○19番（阿部五一議員）

平成18年の3月議会以来の質問でありますから、かれこれ3年ぶりということになると思います。いささか緊張いたしております。

最初の質問は、史跡の整備の問題であります。今回の一般質問でも、私のほかに5名の方が史跡に関する質問をされております。多賀城創建1300年が近づきつつあるというのに多賀城の史跡の現状はこれでいいのかと、恐らくこういう思いであろう、このように思います。

歴まち法が多賀城のためにつくられたようなものだよと、市長から何回か聞きました。この法律を受けて整備計画を作成し、国に提出をした、認可された、即整備にかかれるのだろうか、政権がかわっても歴まち法なるものが生かされるのか、さらには陳情の一元化も言われておりますが、これら、これまで以上に実現が難しくなるのではないかと。いずれにいたしましても、お願い行為は変わらないと思うことからの私の提案であります。また、午前中、藤原議員からも二、三具体的な提案ありました。私のこれから二つの提案をこれに加えていただいて、しっかりと取り組んでいただきたいと、このように思います。

本年9月議会の補正予算で、国から珍しくと言っていいのか、ようやくと言ったらいいか、文化財保護保存整備事業費として8,150万円の補助がありました。担当課長の説明によれば、これまでにおける陳情活動等の成果であると。しかしながら、次もまた補正があるのかどうかかわからないとの説明でありました。松村議員からもきのうお話ありましたが、この事業は昭和38年、もう50年もあるというのに特別史跡面積の公有化率50%強、発掘調査に至っては約1割、遅々として進展せず、何をぐずぐずしているんだと。これは私以外にも多くの市民も当然思っていることであろうというふうに思います。

県におきましては、県議会の関係者、常任委員会のメンバーが去年4月、多賀城視察に参りまして、意見交換をしております。議会の方からも関係の常任委員会の委員長と副委員長が出ていましたよね。意見交換をしております。また、きょう市長からもお話ちょっとありましたが、ことし2月です、県知事が来ましたのが、現地を視察に参っております。しかしながら、県においては全く動きが見られない。規制だけ一生懸命かけている、あれやってだめだ、これやってだめだ。ところがお金がない。史跡整備の責任のあることを県は全く認識を持っていないんじゃないかというような感じさえするわけであります。

そこで、市長が現在全史協の会長という立場であることから、今こそ県と一体となって、県を巻き込んで、国に強力に働きかける好機であると、このようなことから私は次の二つを宣言するというのであります。

一つは、文部科学大臣または文化庁長官を招致し、直接陳情する場をつくるということであり、これは当然この場合には、県内の国会議員、県の県知事、関係の議員も来てい

ただ、市民も参加をして強かに陳情をやる、こういうことをやるべきであると、そのようなことであります。

奈良県の明日香村の例をちょっとお話しします。これは去年7月、行政視察で私行ってまいりましたんですが、村民挙げて運動し県を動かしたと、県は国を動かした、そして時の総理大臣を呼んだと。そうしたら、総理大臣は即決「これは国でやる」と言ったそうであります。そして、明日香法なるものを制定したと。これは昭和55年5月のことであります。整備基金総額31億円。国が24億円出している。県が6億円、村がたった1億円。現在、世界遺産の登録を目指して整備を進めているということでありました。

二つ目、市長の直轄の専従職員を配置するということであります。この事業は、文化財課だけでありません。観光、都市計画、生涯学習等々かわる事業であります。これを一本化することによって効率よく事業推進を図れるようにすべきであるということから、複数の識見者を選任をし、予算をつける、部屋も与える、議員も市民もここに来ればこの事業がすべてどうなっているのかわかると。言うなれば市挙げて取り組む事業推進の体制をつくるという提案であります。

滋賀県ですか、彦根市の例を紹介します。これは平成19年の12月、常任委員会で私も行政視察で行ってまいりましたが、まちなか再生事業というのを取り組んだんですね。シャッター通りのまちを観光と交流人口の拡大へと変えたと。すばらしい町並みでした。これは担当者を特命して、「彦根を何とかしてください、彦根を何とかしてください」と本省に通わせたということなんです。多賀城と彦根から東京は大体同じぐらいじゃないかな。金は余り変わらないと思いますよ、自動車賃は。そうしたら、人脈ができた。あそこの役所へ行きなさい、あそこの役所へ行けばこういう補助金がつきますよって教えてもらって、どんどんよくなった。そして、ふたあけてみたら、予算全然市は出さない、国の補助だけで立派な町並みができた。おまけに都市景観大賞、土地活用モデル大賞、これは国交省の大臣から表彰まで受けたっていうんですね。やればいろいろ僕はあると思う、考え方によって。

作家司馬遼太郎と同じように、多賀城に感動した二人の俳句詩人がおります。一人は、第12回、平成10年9月ですけれども、壺の碑全国俳句大会の特別選者として来られた星野椿先生という女性の方であります。これは正岡子規、皆さん言うまでもありませんね、弟子の高浜虚子という方のお孫さんに当たる方なんです。講演で「多賀城はすばらしいところだ。自然がある、文化がある、世界遺産に残したらどうか」と。私、直接聞きましたから、講演を。このように言って……。もう一人、これはもちろん皆さん御存じでしょう、金子兜太先生、この方は市にもう3回も特別選者としておいでになっていただいております。俳句で文化功労者に選ばれたのはこの方が初めてであります。ことしの10月、壺の碑俳句大会に特別選者として来られました。その際の講演では、「多賀城は京都、奈良と並んで古代三大都市の一つだ」と、こう言っていました。「東北に逼塞していることは不満だ」と、不満だと言っていましたよ。もったいないと、多賀城はこのままでは。「古都、古代都市多賀城の映像を全国にどんどん発信すべきだ」と、このように力を込めて言っておられました。

多賀城の史跡は、多賀城市だけのものではありません。国の宝であります。さらには世界に発信できる大いなる国の財産であります。9月議会の一般質問において深谷議員がこういうことを言っていました。「やっている、やっていると言ったって、形として出てこなきゃやらないと同じなんだ」と。私もそう思います、全く。今の時代は、大胆さ、それでスピードがなければ納得してもらえない時代だと。この辺は私自身初め、市の職員も肝に銘じてほしいと私は思います。

答弁に当たっては、やるかやらないか、やらなければその理由、やるとすればいつごろまでやるのか、余計な答弁要りませんから、これだけで結構ですから。この問題は教育委員会だけの問題ではありませんので、また、市長、全史協の会長でありますから、市長みずから回答をお願いしたい。

二つ目に入ります。市職員の意識改革の問題であります。

行政改革の最終目標は意識改革にあると、このように言われております。このことにつきましては、平成12年第2回議会定例会、平成18年第1回議会定例会の一般質問でも私は取り上げております。さらには、平成17年度予算案に対する賛成討論の中で下水道料金の未請求問題に関連をしまして、事務処理の単純ミスと片づけるのではなく、職員の仕事に対する取り組み、職責についての自覚の問題だと、このように見なければ根本的な再発防止にはならない、言うなれば意識改革の問題だという指摘をしたことがありました。

今年10月6日、河北新報に掲載されました「多賀城市税金督促状 100 事業者に誤送付、昨年9月にも云々」とありました。これは去る11日の補正予算特別委員会においても指摘がありましたが、事後の処理について新聞でのコメント、そしてまた板橋委員に対する当局の答弁を聞いて、私は根本的な再発防止にはならないのではないかなど、いささか懸念をしたところであります。これ以上私は、私の立場で、監査委員の立場で触れませんが、平成17年度の施政方針冒頭において、鈴木市長が下水道使用料未請求について市民と議員にわびたあのくだり、あの文言、全職員、特に幹部職員は改めて読み返し、しっかりと心に刻む必要があると、このように申し上げておきます。

前市長は、平成17年2月の施政方針の中で「地方分権を確立するためには、何といたっても市政に携わる職員の意識改革が必要である」と。また、平成15年度の施政方針においても、人材育成基本方針の関連で職員の意識改革の必要性を強調しておられました。もちろん現菊地市長も考えは同じであろうと思いますが、言葉としては余り表に出ておりませんので、この際、とりあえず次の3項目について、市長の現状認識と、その対応について何うものであります。

その一つ、電話の対応についてであります。11月24日午後1時ちょっと過ぎ、交通防災課長に電話しました。「はい、交通防災課長席、(2文字削除)〇〇です」。いやあ珍しい、こういうちゃんとした電話の受け方をする職員もいるんだなとびっくりしまして、「(2文字削除)〇〇君、おまえ大したもんだ。褒めておく」と言いました。普通は「交通防災課長席です」と、これで終わりなの。大体10人に8人はこれで終わり。佐賀県の古川知事、現在2期目の方ですかね、平成15年4月に自治官僚から全国最年少の知事として話題になった方でありまして、もちろん改革派の一人であります。知事になって一番初めに取り組んだのはこの問題だって言ってるんです。「はい何々課の何々です」。相手から名を言われる前に、職員がまず名乗るんだと。私から言うなれば、これは当たり前のことだと思うんですが、佐賀県庁でもこれができていなかったということであろうと思いますが、これは現状を市はどう認識しているのかということでもあります。恐らく十分ではないと思っていますので、その対策についても何うものであります。

2番目。行政は最大のサービス産業であるということについてであります。これは皆さんもう十分御承知のように、1989年、出雲市長になった岩国哲人さんという方、当時は次々に改革政策を打ち出しまして、全国に有名になった方でありまして、衆議院議員になりまして、民主党の副代表までやられまして、ことしの8月、引退をされました。現在、たしか大学の先生になっているんじゃないかと思いますが、この方が初登庁の際に職員に対しまして、「行政は最大のサービス産業だ」と定義づけ、「市役所とは市民の役に立つところだ。紙と鉛筆の行政から足と汗と涙の行政、そして市内の最優秀企業を目指そう」と訴え、これ

を実行し、しかも実現したという市長であります。その結果、2年か3年後に、社団法人日本能率協会というのがあるんだそうですが、ここから優秀企業の9社の中の1番に選ばれたと。ソニーとかホンダ、トヨタ、資生堂、鹿島建設、こういった日本を代表する企業よりもさらに1番の賞をもらったんです、評価されたと。素晴らしいと思います。

私も議員なりがけでしたが、行ってきました、ここに。ところが、「対応できません」。視察者がいっぱい、役所がお手上げの状態だったんです。それで、木づくりドーム、これも取り組んだ一つですが、だけを見て帰ってきた覚えがあります。

また、さきに電話のことで御紹介しました佐賀県の古川知事さんが、2番目に取り上げたのがこの問題だと。県民の窓口として「さが元気ひろば」、「さが」と「ひろば」は平仮名です、平仮名。多賀城は漢字で書いているね、堅苦しいね。もうけ、ここに来れば、行政名物のたらい回しが無い。各課の担当職員が説明に来る。キャッチフレーズ「汗かき、世話焼き、気働き、あなたにかわって動きます」。これで県庁に対する評価が非常によくなったと講演の中で自慢をしておりました。出雲市にしても佐賀県庁にしても、行政サービス、市民に対するサービスとしての基本的な考え方においては同じであろうと。こういったことは大いに学び、そして実行すべきであるというふうに思います。

これにつきましては、平成20年第2回議会定例会で深谷議員が「あいさつ運動の推進」ということで取り上げてちょっと触れておりましたので、これらも踏まえて市長の認識を問うものであります。

最後に、議会答弁における「検討する」ということの流れであります、出雲の市長であった先ほどお話ししました岩国さんの「次代を創る」という著書の中に、「意識改革」というところで、「すべての議会答弁に対しては、必ず期限をつける。その場でやるかやらないか答弁をする。そのときに返事ができなかつたら、次の議会あるいはその次の議会ですべて返事をする。陳情でも必ずその場で返事をする。その場で返事を出せないときは、三つの答えしか言ってはだめだ。『来週の金曜日までに答えます。来週の金曜日においでください』または『1カ月以内に答えます』と。『検討します』、『前向きに考えます』、そのうちにそういうことを言うておいて、たなざらしにする。それは結局どういうことか。仕事をしないということだ。だれでも30分、1時間もあれば結論は出せる。必ず自分を追い込むために期限をつけなさいということだ」と、このように述べております。私はいつか、説明会でしたか何かの委員会でしたか忘れましたが、「検討する」ということは輕易に使うべきじゃないということをしたことがあります、私は岩国さんの言うことに全く同意します。

多賀城の場合はどうなのか。これについても現状認識、そしてまた対応が必要であるならば具体的かつ実効性のある答弁を求めるものであります。

仙台市長でありました梅原克彦氏が、今年8月、市長退任の際のあいさつで幹部職員に対してこういうことを言うております。「ぬるま湯につかった体質を改め、悪しき慣習から決別し、自立した強靱な組織へ生まれ変わってほしい」、このように述べたと新聞報道がありました、これは即、多賀城市の職員にとっても心すべきものと思ひまして紹介したところであります。

以上について質問をいたしました、これは私が常々何とかならないものかなと、何とかしなきゃならないと思っていることをただいま一般質問という形で公にしたものであります。どっちつかずの答弁ではなしに、真剣味が伝わる、このような答弁を求めまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

阿部議員の御質問にお答えいたします。

私も市長になりましてから阿部五一議員から一般質問を受けたのは初めてでございまして、さすがベテランで、迫力のある一般質問に感心いたしました次第でございます。

第1点目でございますけれども、史跡整備の促進についての御質問ですが、これまでたびたび文化庁等には全史協会長という立場で訪問しており、全史協の大会や陳情の折にも大臣や長官と直接お会いする機会がございました。

先日、玉井文化庁長官とお会いした際に、国の特別史跡多賀城跡を視察いただくように御案内を申し上げましたところ、長官からも「ぜひ一度伺いたい」とのお言葉をちょうだいいたしておりますので、実現できるように努めてまいりたいと思っております。

次に、市長直轄の専従職員の配置についてですが、市政運営上、特に重要であると判断した業務については、私が直接指示し、活動できるポジションが必要であると考えて、市長公室にプロジェクト推進担当を置いておるわけでございます。プロジェクト推進担当では、現在、市政の重要案件である工業団地化構想や多賀城インターチェンジ等の案件を担当しております。したがって、現体制の機能を十分に活用していきたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

また、組織の連携について申し上げますと、今年度から実施しております歴史的風致維持向上計画策定の事業を例にいたしますと、文化財課、都市計画課、市長公室が連携し、情報を共有しながら業務を行っておりますので、ほかの事業においても同様に組織の連携を十分に行っていきたいと考えております。

先ほど明日香村の事例、村民挙げてという事例もありましたし、彦根もまちなか再生事業ということで本省に一人何回も通わせたという事例等あります。その事例等に近い状態のこともあるいは考えなければいけないかなというふうに思いますけれども、何とか今の体制で頑張りたいというふうに思います。

また、金子兜太先生のお話もされましたけれども、この間、金子兜太先生が来られた際、私がおあいさつで「奈良との友好都市を図ります」ということを申し述べたんですけども、その後金子先生から「本当にこれは、奈良と結んで本当によかったね。菊地市長、本当にそのとおりだ。これからは友好都市として大いに多賀城の名を上げてほしい」ということでお喜びになっていたのが、今さらながら思い出されます。

次に、職員の意識改革に関する御質問につきましてお答えいたします。

1点目の電話の応答についてであります。所属部署や自分の名前を名乗ることは、社会人として基本のマナーであると認識しております。また、こうした接遇の基本につきましては、職員の新規採用時に研修を実施するとともに、所属長や先輩職員により日々の業務を遂行する中で指導がなされているものと認識しております。しかしながら、御質問のように、名前を名乗らない、対応が無愛想だといった職員の電話窓口対応に対する苦情、御指摘を市民の方々や議員各位からちょうだいすることがあることも事実でございます。このような場合は、状況を調査し、単なる謝罪にとどめるのではなく、同様の事態が起きることのないよう改善させる形で所属長に指導しているところでございます。

私も時々外から電話をかけることもございますけれども、先ほど阿部議員おっしゃったような事例、私もよく体験しておりますが、私の場合は、名前まで名乗ってくれる職員多いなと実感はしております。万が一そういうことがあった場合には、即私の方からも名前も名乗りなさいということをお願いしたいというふうに思っております。

次に、2点目の行政は最大のサービス産業であるということについてでございますが、私も阿部議員と同じく、行政は、経済、福祉、教育、その他生活全般にわたり市民満足の実現を目指す、まさにその規模において最大のサービス産業であると認識しております。また、市民の皆さんとの対話を通してパートナーシップを築き、市民が主役となる協働の市政をつくり上げるにより、行政は質の面でも最高のサービス産業になり得ると考え、これを推進しているところでございます。

私も岩国哲人さんの本はたしか五、六冊以上読みましたかね。先ほど出雲へ行かれた話をされておりましたけれども、私も2期目のときに一緒にたしかもくもくドームを見に行ったんじゃないかなというふうに思い出しておりました。私も尊敬しておりまして、衆議院議員とかになってもらわなかった方が私はよかったんじゃないかなと逆に今思っております。

次に、3点目の議会答弁における「検討する」ということの使用方についての御質問ですが、議会本会議や予算・決算等の特別委員会において、「検討する」と当局が発言したものの、その後本当に検討されているのだろうかといったことを懸念しているものと思います。

本市としましては、議会で答弁する部課長等を対象に、議会对応に関する研修会を実施しているところでありますが、このような研修の機会を通じて「検討する」という回答がその場しのぎとならないように努めてまいります。

なお、「検討する」と回答したものにつきましては、これまで同様に進行管理をしておりますので御理解いただきたいと思います。行政職員は、環境の変化に柔軟に対応しながら、常に意識改革をしていかなければなりません。また、協働の市政もこれらの意識改革なくして達成することはできません。そのためにも職員の意識改革の啓発に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

また、平成17年度の施政方針の中で前市長が謝ったというふうなことも事例として出されました。私もこの施政方針を読んだことございませんので、改めて読み返してみたいというふうに思いますし、岩国哲人さんの本もあちこちちょっと読み返してみたいなというふうに思っておりました。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

19番阿部議員。

○19番（阿部五一議員）

時間も過ぎましたから、簡単にやりましょう。

1番目ではありますが、史跡の整備の1番目です。実現できるように努力をするということの御返事がありました。いつごろにするのか、期限をつけてと言ったんですが、その辺のところをやっぱり言ってもらいたいです。10年先じゃ私死んじゃうからもう、いなくなるから。その辺をひとつお願いしたい。

それから、もう一つ、2番目、今の体制でということですが、今の体制で大丈夫なのかね、成果できるのかね、今までの状況を見て、全然進まない。だから心配をして言っているんです。だれか一人でも二人でもつけて、どんどんどんどん通わせたらどうですか、県と国の方に。有能な人間いるでしょう。そうでも手を打たなければだめですよ。私、具体的に例を挙げ……、この次は私、具体的に名指しでやりたいと思います。そうでなきゃ目が覚めない、皆さん。進まない理由はちゃんとあるんですよ。だから僕言ってる。その辺をもう一回答えてください。

きのう松村議員、一生懸命になって切々と訴えておりましたよね、教育長ね。返事ありましたが、積極的に進めるとか粘り強くやるなんていう、それだけじゃ回答にならないと思いますよ。聞いていて気の毒だった、本当に。きょう藤原議員が具体的に二つか三つ提案されましたね。少なくともああいう具体的なものが一つでも二つでも出てこなきゃ回答になりませんよ。その辺をこれから真剣になってみんな考えていきましょうよ。文化庁から来る調査官、藤原議員も言っていましたね、この中に書いてありますけれども、皆さん、多賀城からも出席していますよね。見てると、全然何も発言していませんよ、一つも。これじゃあ全然進みませんよ、全然。最後、答弁。

電話ですね、電話、頑張ってくださいね。課長以上は、いや、さすが僕は課長だと思うんです、ちゃんとやっているみたいだね。それ以下のやつはやっぱりだめなのかな。これはやっぱり課長、部長、ちゃんと指導しなきゃだめだ、これ。ねっ、総務部長、いいかい、指導しなきゃだめですよ。なれさせるためには、もう3カ月くらいかかるから、スムーズに出るためには、根気よく指導してください。

それから、もう一つ、市長のおひざ元がだめだ、これは。市長のおひざ元がしっかりしないという、外部からのやっぱり評価になりますから、ねっ。それとほかの部課に指導に行けないでしょう、市長のおひざ元が悪いと。公室長、しっかりと頼みますよ。

「検討する」ということにつきまして、その場しのぎにならないように進行管理をしっかりやると。そのとおりだと思います。これからは、今回も随分「検討する」とか「前向き」とかいろいろありましたけれども、やっぱり期限をつけてください、期限を。それしなきゃもう信用できない、私は、はっきり言って。これはその辺を大いに僕は期待をしながら、まず気をつけながら聞きたいなと、こういうふうに思っております。

時間もなりましたから、以上で終わります。何か二つ、三つあったね、回答ね。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

最初の玉井文化庁長官に期限をつけろということでございますけれども、まだ玉井長官は1年目、恐らく長官は長くても2年間しかやっていないと思うんです。今、全史協の会長も私、果たして何年できるかわかりません。期限をつけなくても、恐らく本年度あるいは来年ぐらいまでには来られるものということで、会うたびに私もしつこく長官に申し上げておきますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

それから、市長直轄の担当者をつけろということでございますけれども、大きく組織体制が変わるのは、今度の5次総ができて上がるのが来年度でございます。来年度でございますけれども、それにあわせて市役所の体制も相当変えざるを得ないような状況に今来ておるわけでございまして、ただ、私自身の任期が来年の8月までということでございますから、その辺のことも勘案しながら、大きく変わるときに、それこそフル回転で、あるいは政策

もできる直属の者を置きたいなということで、従来の秘書だけじゃなくて、政策的な意味合いも兼ねた専門官を置かなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

先ほどおっしゃいましたように、ひざ元からよくならなければだめだということで、そのことは市長公室長以下よろしく言うておきたいと思います。

それから、「検討する」、期限をつけてということで、先ほども見ましたけれども、「検討する」という項目を私も全部チェックしているんです、役所としては。ですから、これにあと、いつまでできるか、また、できないことがあるのかということで、その辺の仕分けを恐らくしていかなければいけない時期だろうということで、その辺のいつまで期限をつけてということも含めて、ちょっと図ってみたいと思います。以上でございます。

○議長（石橋源一）

ここで 10 分間の休憩をいたします。再開は 25 分であります。

午後 2 時 13 分 休憩

午後 2 時 25 分 開議

○議長（石橋源一）

再開いたします。

14 番相澤耀司議員の登壇を許します。相澤議員。

（14 番 相澤耀司議員登壇）

○14 番（相澤耀司議員）

私の質問は、通告書のとおり、まず第 1 に、企業立地促進法に基づく工業団地の優遇制度であります。

私ども公明党会派は、先日、北海道の岩見沢市を訪問し、同市において工業団地の優遇制度を適用し企業誘致を行っている実態を視察してまいりました。岩見沢市の工業団地では、その優遇税制に関しまして、国税については機械装置、建物等の特別償却として機械装置 15%、建物 8%の免除の適用を行い、同税につきましては、不動産取得税の免税を行い、3 力年の事業税の免除、さらに市税として固定資産税の 3 力年の免除の優遇制度がありました。具体的には、認定事業者に対して、建物及び機械設備投資額が 2,000 万円を超えるものに固定資産税の免除を実施し、さらに同内容で雇用 10 人を超えた場合、2,000 万円を限度に雇用 1 人当たり 20 万円を助成しております。

私たちの多賀城市におきましても、八幡の工業団地化構想はほかの地域と比較して決して安い地価ではありません。企業誘致を進める手段の一つに、このような優遇制度を活用してはいかがかと考えます。市長がみずからトップセールスマンとして企業誘致に邁進する決意を述べられておりまして、あらゆる機会を通して、そのセールスポイントも何点か準備されているとは思いますが、さらにこれらの施策もその一つに加えられるてはいかがかと思ひます。

私は過去に民間企業の経験しかありませんが、企業が大きく成長していたときには、予算の 1 割は研究開発費に充てられておりました。どこの社会におきましても、企画や開発に

は多くの困難があるものでございます。困難を覚悟で一たび決断したならば、勇気と情熱を持ち続けて進むべきだと思います。これからの日本は少子高齢化の時代が進み、経済の成長が非常に困難な時代になります。座して財政の衰退を待つのではなく、豊かな未来のためにも、果敢な挑戦が必要であると思います。多賀城市の取り組みと今後の見通しについて、市長のお考えをお聞きいたします。

第2に、「ちょっとベンチ」の設置についてであります。

近年、少子高齢化が進み、多賀城市におきましても老後を健康的に暮らすために、市内の至るところで散歩をしている姿を見かけます。そのような方より市民相談をいただきました。「散歩の途中にベンチが欲しい」との相談をいただきました。「砂押川の堤防やバス停留所の近くにベンチがあると助かるのです」との御意見です。そのような声にこたえるために「ちょっとベンチ」の設置を提案いたします。二、三人が腰かけられるような小さなベンチでいいと思います。また、丸や三角等の楽しいものもいいのではないかと思います。

以上、私の質問2点に対する市長の御意見をお聞かせください。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

相澤議員の御質問にお答えいたします。

企業立地促進法に基づく優遇措置を活用すべきという御質問であります。同法に基づく優遇措置は六つほどございます。これらの措置を申し上げますと、一つは機械装置・建物附属施設の特別償却、二つ目は重点促進区域における緑地面積率等の規制緩和、三つ目は地方税の課税免除、四つ目は日本政策金融公庫による低金利融資、5番目は中小企業信用保険の特例措置に関する補償、六つ目は小規模企業者等設備導入資金の特例の六つでございます。

本市では、基本的には高度電子機械産業に該当する企業がこの対象になりますが、このうち緑地面積率等の規制緩和と地方税の課税免除は実施しておりません。

まず、緑地面積率の規制緩和については、既存の工場適地に空地が少ないことから、集積を重点的に促進する区域として指定ができなかったことによるものです。

次に、地方税の課税免除ですが、この企業立地促進法に基づき課税免除を実施した場合には、その減収額の75%が普通交付税により3年間補てんされるものでございます。近隣の市町村では、白石市、大崎市、大和町、大衡村等が実施しております。しかしながら、すべての市町村に対し交付税措置がなされるものではなく、市町村の場合、財政力指数が0.67未満であることが条件となっており、本市の当時の財政力指数が0.69に、これは平成16年から18年度の3カ年平均であったことから、本市が課税免除をしても補てんの対象にならないため、本市では課税免除の条例を策定しておりませんでした。

今、宮城県は企業の立地に極めて有利な宮城企業立地奨励金制度を導入したことにより、多くの企業が注目しています。しかしながら、このことは宮城県に進出すれども、本市に進出してもらうための決定打ではなくて、県内の各市町村と競合するであろうことは容易に想像できるわけでございます。

したがって、相澤議員が御提案されていますように、企業誘致を進めるには、企業立地の奨励金や緑地面積率の緩和など何らかの優遇制度はいずれ必要になると考えておりますので、近隣市町村の動向や工業団地のストック状況等にかんがみながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、「ちょっとベンチ」を設置してはいかがかとの御質問にお答えします。

私も、できるだけ徒歩で通勤するよう努めておりますので、この「ちょっとベンチ」のことはよくわかります。今何か「アルチュー」というのがはやっている。「アルチュー」というのは「アルコール中毒」ではございません、「歩け中毒」でございます。そんなぐあい、私もいろいろ歩いてみますと、多くの市民の方々が散歩を楽しみながら健康づくりを実践されているというふうなことをかいま見ることがたまたまございます。

さて、道路の途中やバス停、砂押川の堤防などに、あたりを眺めたり休憩をとるために気軽に腰かけられるベンチがあれば、散歩や外出が楽になると思います。道路に面した民地の提供を受け、ベンチを地域の方々が持ち寄り、お互いに管理することになれば、コミュニケーションの場などの創出にも一役買えると思いますが、歩道等に設置することは安全歩行に支障を来すおそれがあるため、現状ではちょっと困難であると言わざるを得ませんので、ぜひ御理解のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

14 番相澤耀司議員。

○14 番（相澤耀司議員）

まず、企業立地のことですが、とにかく適用できるものを真剣に探して、先ほどの質問じゃございませんが、いつまで検討されるかということをご明示していただければありがたいと思います。

それから、「ちょっとベンチ」の件ですが、これは歩道は確かにそのとおり車いす等の方に障害になったりしたんではかえって大変なことになりますので、それは歩道とは限らず、とにかくいろんなところに、少しのスペースでいいと思いますので、ぜひ探して、一つの多賀城の売りにしていただければなと思います。例えば費用にしても、市民の方からの提案ですけれども、企業コマース入りすれば費用も安く済むんでないかと、要するに何とかの商品名をベンチにつけることによって費用の一部も助かるんじゃないかというような御提案なども市民の方から寄せられておりますので、難しいこと、できないことを考えるんじゃなくて、できることを考える形で、ぜひ前向きにとらえていただければと思いますので、よろしく願いします。

最初の期限だけ教えてください。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

立地企業に対しての優遇措置でございますけれども、多賀城にはいろいろ既存の工業団地もあります。その辺のことも何か考えてやらないと不公平になるかなという思いもあるんです。それから、八幡地区の工業団地に関しましては、土地利用に関する法律上の問題

がまだクリアされていません。現状で優遇措置を決定することは、まだ時期尚早と考えております。少なくとも一般保留が決定してでないと、まだそこまでいけないというので、その辺御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

これをもちまして、本議会での一般質問を終わります。

日程第3 議案第93号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（石橋源一）

次に、日程第3、議案第93号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第93号 和解及び損害賠償の額の決定についてであります。これは、平成21年9月3日に市道八幡下馬線において発生した車両損害事故について、事故の相手方と和解し、並びに損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

それでは、資料の3ページの議案第93号関係をごらんいただきたいと思います。

なお、位置につきましては、きょう配付しました位置図の1ページの方の記載になっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、1の事故発生の日時でございますけれども、これは平成21年9月の3日の午後4時14分ごろでございます。

事故の状況及び原因でございますが、これは、運転者は警察学校前の市道八幡下馬線を笠神新橋方向に向かってトラックで走行しておりまして、自宅の駐車場に駐車しようとしたが、駐車場の入り口にほかの車が駐車していましたので、待機するために左側にトラックを寄せたということでございます。その際に、鋼製のふた、これはグレーチングふたなんですけれども、これがはね上がりまして、トラックのバッテリー部分、そこを損傷するという事になったものでございます。

なお、本件事故につきましては、側溝のふたがかり、グレーチングのふたがかり部分に段差が生じておりまして、その鋼製ふたが不安定になっていたところに車を乗り上げて、ぼんとはね上がったというものでございます。

最後に、3の損害賠償の額は5万4,737円でございます。なお、これにつきましては全額保険で賄うことになってございます。以上でございます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

発生したことについては道路管理者の責任ということで、こういうぐあいな損害になったと思いますが、普通、出入り口なんかにはグレーチングでもボルトを設置して固定化するという方法もあるわけですが、この場所はそういうのはなかったのかどうか、そういう対策はどうなっているのか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

グレーチングのふたのボルト締めというのは最近の構造でございます。かなり以前に設置されたものについては、グレーチングの型枠はありますけれども、ボルトの固定というのはないのがほとんどでございます。

○議長（石橋源一）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

少なくともトラックが入る駐車場ということの説明ですので、普通の乗用車であればそれほどこの問題についてはどうなのかなと思うんですが、そうするとこの事故が起きたところの最後の対応はこういうぐあいな処置をとったんですか。事故起きた後の対応はどうしたんですか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

事故が起きてから、当該部分については、要はグレーチングのふたの部分ですので、下に入った砂利やなんかを除去しまして、周辺を再度コンクリートでずれないように補修するというような工法をとってございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

後の議題にもなるんですけれども、少なくともそういうことでトラックという大きなものではね上がったけれども、同じようなものを使っていることは、またこういうことが起き得るというふうに予想せざるを得ません。ですので、やるとすれば、こういう駐車場のところは、やはりこういう事故が発生しないような対策を講じるというのが私は大事じゃないかと思うんです。そういう点をやはりきちっと整理をしておかないと、あちこちでこういう問題が出てくるんじゃないかというような気がしますので、その対応をしっかりとやっぱり現地を見ながら現状を把握して、きちっとしておくことが大事ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

次の件にも絡むことでございますけれども、市道の延長については、実は 172 キロほどございまして、実際には視認によってパトロールしているという内容でございます。

今回の事故を受けまして、10月から11月にかけて職員を動員しまして、すべて点検をさせていただきます。その結果、ふたの破損部分が実は25カ所、それからふたのすき間、要はふたとふたの間があいていてすき間になっているような箇所が3カ所、それから側溝の端が欠けている部分やなんかが43カ所ほどございまして、これらの箇所につきましては、すべてこういう三角形のカラーコーン、これでとりあえずは設置させていただきます。

なお、ふたの噴蓋等については大体20カ所、現在修繕済みでございます。それから、側溝の破損箇所につきましても38カ所ほど修繕済みでございますが、年内中にすべて手当てをする予定でございます。以上です。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

二度とこういう問題が起きないように努力をしていただきたいと思います。

もう一つお伺いしたいのは、関連するんですが、道路に高い歩道をつくっていると。そのために、後からお家を建てた方が駐車場に入るために、道路に鉄板で入れるような仕組みをしていますよね。ああいう場合に事故が起きた場合には、どちらの責任になるのでしょうか。管理者の責任なんですか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

基本的に入出口を設ける場合には、入出口の許可ということで、24条の許可を申請してもらおうこととなりますけれども、利用するために当人が勝手に置いたものについては、設置者、要は置いた人の責任になるかと思います。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ということであれば、多分パトロールしてそういうところもチェックをしていると思いますけれども、その点も市民に明らかにしておかないと、後でトラブルのもとになるんじゃないかというふうに思いますので、その辺もひとつ再度調査をして、対応策を検討されたらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

早急にそのように対処したいと思います。

○議長（石橋源一）

13 番吉田議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

次の議案とも関連しますけれども、2カ所ほどとも現場は見てみました。今、建設部長おっしゃるとおり、コンクリートでずれないように段差があったところを補修しておられるようでありますし、そんな場所が幾つかあるということで、今御紹介もありました。この鶴ヶ谷の3丁目のところは、この3ページの資料にもあるとおり、駐車場の入り口ではなくて、その手前の場所でありまして、その入り口のところに他の車が駐車していたところからその後ろの部分に駐車して、そのような段差が生じているところからグレーチングが不安定な状態になっていたために事故になったということのようであります。

先ほど来の関連のこととして改めて伺っておきますけれども、道路構造令上は、私も以前伺ったことありますけれども、いわゆる公道に車の出入り等で私事として設置するような車の乗り入れの部分については、道路構造令上もこれは問題があるし許可にならないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

道路構造令上はきちっと大きさやなんかが規定されていまして、そういうものを設置して出入り口をつくるというような構造基準はございません。したがって、出入り口は道路法に基づいた24条で道路管理者の許可を受けてつけてくださいと、こういう内容でございますので、段差を解消するために物を置くというのは、一般に市販されているようではございませんけれども、構造令上そういう基準はございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（石橋源一）

13 番吉田議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

構造令上、基準ないことはわかっていて聞いているんですが、置くことはできないということが道路法上の、また構造令上の理解というふうに受けとめてよろしいですか。質問を逆に述べさせていただきます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

出入り口、乗り入れ口をつくる場合には、24条の出入り口の許可をとらなくちゃないと。基本的に許可事項でございますので、勝手に置かれては正直言って困ると、こういうものでございます。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第93号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第94号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（石橋源一）

日程第4、議案第94号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 94 号 和解及び損害賠償の額の決定についてであります。これは、平成 21 年 10 月 31 日に、市道都石 1 号線において発生した車両損傷事故について、事故の相手方と和解し、並びに損害賠償の額を決定するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

それでは、4 ページの議案第 94 号関係資料をごらんいただきたいと思っております。

なお、事故の場所につきましては、きょう追加資料としてお出ししました 2 ページの地図を御参照願いたいと思っております。

まず初めに、1 の事故発生の日時でございますけれども、これは平成 21 年 10 月の 31 日の午前 7 時 30 分ごろでございます。

2 の事故の状況及び原因でございますが、運転者は国道 45 号側の塩竈方面から乗用車を運転して、多賀城橋を渡り、仙台銀行わきの交差点から市道都石 1 号線に進入しました。そのときに対向車があったために左側に車を寄せて走行しました。そのときに、本件も同じように、鋼製ぶたがはね上がりまして、これは乗用車の下部、ちょうどミッションだとかフロア、床のフロアですね、等を損傷することになったものでございます。

なお、本件事故につきましても、側溝のふたがかり部分に段差が生じており、鋼製ぶたが不安定になっていたため発生したものでございます。

最後に、3 の損害賠償金の額は 40 万円でございますが、これにつきましても全額保険で賄うことになってございます。以上でございます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 94 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 意見書案第 4 号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出について

○議長(石橋源一)

日程第 5、意見書案第 4 号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の森長一郎議員から提案理由の説明を求めます。森議員。

○7 番(森 長一郎議員)

今般お諮りさせていただきます意見書案第 4 号は、保険でよい歯科医療の実現を求めるものであります。

これは、歯や口腔の機能が全身の健康、介護・療養上の改善に大きな役割を果たし、その結果として医療費の抑制に効果があることが実証されておりますが、実質的には医療内容を左右する診療報酬は、過去 3 回引き下げられたり、公的医療費の抑制による患者の自己負担の増大で歯科診療が受けにくくなっていたり、過去 30 年間にわたり新しい治療法が保険に取り入れられていないことから、国・政府に、患者負担を増加させることなく、保険でよい歯科医療を確保するために、良質な歯科医療ができるように診療報酬を改善すること、安全で普及している歯科技術を保険がきくようにすることなどを強く要望するものであります。

なお、本意見書案は、議会運営委員会において全会一致をもって提出することとなったものでございます。

議員皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長(石橋源一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石橋源一)

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより意見書案第 4 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 意見書案第 5 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について

○議長（石橋源一）

日程第 6、意見書案第 5 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の森長一郎議員から提案理由の説明を求めます。森議員。

○7 番（森 長一郎議員）

今般お諮りさせていただきます意見書案第 5 号は、改正貸金業法の早期完全施行等を求めるものであります。

経済・生活苦での自殺者が年間 7,000 万人に達し、自己破産者も 18 万人を数え、多重債務者が 200 万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、平成 18 年 12 月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の 3 分の 1 を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定であり、同法成立後、政府を初め、宮城県や仙台弁護士会でも多重債務者救済の対策を講じており、着実にその成果を上げつつあるのであります。

しかし、一部には、消費者金融の必要性を殊さら強調し、改正貸金業法の完全施行に対する規制の緩和や先延ばしを求める論調があり、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の増加を招きかねず、許されるべきではないとし、改正貸金業法をできるだけ早期に完全施行すること、自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること、個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること、ヤミ金融を徹底的に摘発することを国会と金融庁に求めるものであります。

この意見書案も議会運営委員会において全会一致で提出することとなったものでございます。

議員皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより意見書案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 意見書案第6号 父子家庭と母子家庭がともに「ひとり親家庭」として平等に支援を受けられるよう対策を求める意見書の提出について

○議長（石橋源一）

日程第7、意見書案第6号 父子家庭と母子家庭がともに「ひとり親家庭」として平等に支援を受けられるよう対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の森長一郎議員から提案理由の説明を求めます。森議員。

○7番（森 長一郎議員）

お諮りさせていただきます意見書案第 6 号は、父子家庭と母子家庭がともに「ひとり親家庭」として平等に支援を受けられるよう対策を求めるものであります。

これは、近年、男女共同参画社会基本法の制定により、男女共同参画社会が進展する中で、これまでの母子家庭や父子家庭といった呼称から性別を区別しない「ひとり親家庭」という呼称が広まりつつある中、従来までの社会形成上、ひとり親への国からの経済的支援の対象は母子に限られておりましたが、今や父子家庭においても育児や家事など子供を中心とした生活のため、母子家庭同様、残業や出張、休日出勤などが制限され、低収入を強いられている家庭が多くなっているものであります。

子供を主体に考えた場合、経済的支援を必要とする状況にある家庭を支援することに性別を問うことは、速やかに改める必要があり、ひとり親家庭への平等な支援のため、政府等関係機関に対して、父子家庭についても児童扶養手当の支給対象とされるよう、児童扶養手当法の改正をすることなど、父子家庭と母子家庭がともに「ひとり親家庭」として平等に支援を受けられるよう、対策を求めるものであります。

なお、本意見書案も議会運営委員会において全会一致で提出することとなったものでございます。

議員皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより意見書案第 6 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 請願・陳情

○議長（石橋源一）

日程第 8、請願・陳情に入ります。

請願第 1 号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択に関する請願書

請願第 2 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願書

請願第 3 号 「父子家庭と母子家庭がともに『ひとり親家庭』として平等に支援を受けられるよう対策を求める意見書」の提出を求める請願書

の 3 件を一括議題といたします。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。請願第 1 号、第 2 号及び第 3 号につきましては、意見書案第 4 号、第 5 号及び第 6 号により、それぞれ議決されておりますので、この 3 件の請願は、採択されたものとみなすことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、請願第 1 号、第 2 号及び第 3 号は、採択されたものとみなすことに決しました。

○議長（石橋源一）

陳情第 1 号 中小企業予算の拡充を図り、最低賃金の大幅引き上げを求める、国に対する意見書採択を求める陳情書

陳情第 2 号 戸別所得補償制度及び水田農業政策に関する要請書

陳情第 3 号 陳情書「買い物難民を出さない様に」

以上、3 件の陳情が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略をいたします。

以上で陳情の報告といたします。

○議長（石橋源一）

この際、各組合等議会の報告を求めます。

まず、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。藤原議員。

（10 番 藤原益栄議員登壇）

○10 番（藤原益栄議員）

宮城東部衛生処理組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る 10 月 5 日、平成 21 年第 3 回議会定例会が宮城東部衛生処理組合議会室において開催されました。

会議に付された案件は、承認 1 件、条例 1 件、認定 1 件、補正予算 1 件であります。

承認第 2 号は、専決処分の承認を求めることについてであります。これは去る 7 月 13 日に発生した粗大ごみ処理施設の火災に伴う災害復旧に要する経費の追加補正について、早急に復旧工事を施工する必要があるとまがなかったために、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであり、審議の結果、原案のとおり承認いたしました。

議案第 7 号は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。これは、船員保険制度の改正により、船員以外の非常勤の地方公務員と同様に、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けることになることから、所要の改正を行おうとするものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

認定第 1 号は、平成 20 年度宮城東部衛生処理組合会計歳入歳出決算の認定についてであります。これは歳入決算額 12 億 8,536 万 562 円で、歳出決算額 12 億 7,268 万 8,279 円、差引額 1,267 万 2,283 円で、差引額のうち 640 万円は財政調整基金に積み立て、残額の 627 万 2,283 円は翌年度へ繰り越すものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

議案第 8 号は、宮城東部衛生処理組合会計補正予算（第 2 号）であります。これは基金繰入金の 1,174 万 6,000 円及び前年度繰越金の 627 万 1,000 円及び預金利子の 3,000 円を歳入の財源に組み替えするものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

去る 11 月 30 日に宮城東部衛生処理組合議会臨時会が宮城東部衛生処理組合議会室において開催されました。会議に付された案件は、条例 1 件であります。

議案第 9 号は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例であります。これは人事院勧告に基づく国家公務員の給与等の改定を踏まえ、国家公務員に準じて所要の改正を行おうとするものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、宮城東部衛生処理組合議会の御報告といたします。

○議長（石橋源一）

次に、塩釜地区消防事務組合議会の報告を求めます。佐藤恵子議員。

（2 番 佐藤恵子議員登壇）

○2 番（佐藤恵子議員）

塩釜地区消防事務組合議会関係につきまして、前回報告以降の御報告をいたします。

去る 10 月 1 日、平成 21 年第 3 回塩釜地区消防事務組合議会定例会が塩釜地区消防事務組合議会室において開催されました。

会議に付された案件は、認定 3 件及び議案として条例 1 件、財産の取得 1 件であります。

認定第1号は、平成20年度塩釜地区消防事務組合一般会計決算の認定についてであります。歳入が20億2,725万543円、歳出が20億875万2,701円、差引額1,849万7,842円となっております。収支につきましては、歳入歳出差引額1,849万7,842円の残額を生じた決算となりましたが、この剰余金につきましては、全額を財政調整基金に積み立てるもので、審議の結果、原案のとおり認定されました。

認定第2号は、平成20年度塩釜地区消防事務組合介護認定審査事業特別会計決算の認定についてであります。歳入が1億3,126万8,103円、歳出が1億2,493万1,905円、差引額633万6,198円となっております。収支につきましては、歳入歳出差引額633万6,198円の残額を生じた決算となりましたが、この剰余金につきましては、全額を翌年度に繰り越すもので、審議の結果、原案のとおり認定されました。

認定第3号は、平成20年度塩釜地区消防事務組合障害者自立支援審査事業特別会計決算の認定についてであります。歳入が274万3,599円、歳出が208万886円、差引額66万2,713円となっております。収支につきましては、歳入歳出差引額66万2,713円の残額を生じた決算となりましたが、この剰余金につきましては、全額を翌年度に繰り越すもので、審議の結果、原案のとおり認定されました。

議案第11号は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。これは、これまで職務上の災害補償において船員保険法の適用を受けていた非常勤の地方公務員である船員について、船員保険制度の改正により船員以外の非常勤の地方公務員と同様に、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けることとなることから、所要の改正を行うものであり、審議の結果、原案のとおり可決しました。

議案第12号は、財産の取得ですが、これは消防事務組合第9期5カ年計画に基づき、利府消防署に配置しております消防ポンプ自動車を更新するものであります。これは地方自治法第96条第1項第8号及び塩釜地区消防事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする案件であり、審議の結果、原案のとおり可決しました。

また、11月30日には、平成21年第2回同組合議会臨時会が同組合会議室において開催されました。会議に付された案件は条例1件であります。

議案第13号は、塩釜地区消防事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてですが、これは人事院勧告による国家公務員の給与等の改定に伴い、組合職員の給与についても国に準じて所要の改正を行うもので、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、塩釜地区消防事務組合議会の報告といたします。

○議長（石橋源一）

次に、塩釜地区環境組合議会の報告を求めます。深谷晃祐議員。

（3番 深谷晃祐議員登壇）

○3番（深谷晃祐議員）

塩釜地区環境組合議会関係につきまして、前回報告以降の御報告をいたします。

去る10月1日、平成21年第3回定例会が塩釜地区環境組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、認定 1 件、条例 1 件であります。

認定第 1 号 平成 20 年度塩釜地区環境組合会計決算の認定についてであります。これは歳入決算額 4 億 1,065 万 2,249 円、歳出決算額 3 億 9,763 万 3,537 円、差引額は 1,301 万 8,712 円となっております。差引額の全額を財政調整基金に積み立てるものであり、審議の結果、原案のとおり認定されました。

議案第 9 号は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。これは、船員保険制度の改正により、船員以外の非常勤の地方公務員と同様に、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けることとなることから、所要の改正を行おうとするものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

去る 11 月 30 日、塩釜地区環境組合議会臨時会が塩釜地区環境組合会議室において開催されました。会議に付された案件は条例 1 件であります。

議案第 10 号は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例であります。これは人事院勧告に基づく国家公務員の給与等の改正を踏まえ、国家公務員に準じて所要の改正を行おうとするものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、塩釜地区環境組合議会の御報告といたします。

○議長（石橋源一）

次に、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。米澤まき子議員。

（5 番 米澤まき子議員登壇）

○5 番（米澤まき子議員）

宮城県後期高齢者医療広域連合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

同議会は、前回報告以降開催されていないことを報告させていただきます。

以上をもちまして、宮城県後期高齢者医療広域連合の議会報告といたします。

○議長（石橋源一）

以上で組合等議会の報告を終わります。

○議長（石橋源一）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成 21 年第 4 回多賀城市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 3 時 19 分 閉会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 21 年 12 月 16 日

議長 石橋 源一

署名議員 森 長一郎

同 雨森 修一